

静岡県健康福祉交流プラザ管理業務仕様書

静岡県健康福祉交流プラザの指定管理者が行う業務の内容及び範囲等は、静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例(令和5年3月29日条例第2号)、静岡県健康福祉交流プラザ指定管理者募集要項及びこの業務仕様書に定める。

1 開館時間及び休館日

(1) 開館時間

施設	開館時間
会議室 研修室 体育館 ホール	午前9時から午後9時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時まで）
ランニングコース	午前9時から午後7時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午前9時から午後5時まで）

(2) 休館日

ア 月曜日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) その他

ア 知事が感染症対策の実施の用に供するときその他特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

イ 知事が感染症対策の実施の用に供するときその他特に必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

ウ 指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ知事の承認を受けたときは、開館時間を変更できることとし、また、臨時の開館又は休館を決定できることとする。

2 業務の内容

○概要

区分	事業概要	実施するために必要な資格
(1) 会議等	連携調整会議等の実施	特になし
(2) 普及啓発	健康づくり及び社会参加に関する普及啓発及び相談	特になし
	ホームページ等による情報提供	
	県民向け講演会の開催	
	県民の日及び富士山の日の施設開放	
(3) 健康筋力づくり	県民の健康づくり教室等	健康運動指導士・健康運動実践指導者※

(4) 県との連携及び市町支援等	県及び市町が実施する健康づくり及び社会参加に関する事業への協力・支援	健康運動指導士・健康運動実践指導者※
(5) 施設の維持管理等	有料施設部分の貸出	特になし (法令等により従事資格者等が定められているものを除く)
	施設の維持管理等	

※障がい者スポーツ指導員、介護予防指導員の資格を持つことが望ましい。
管理栄養士による栄養指導等を実施することが望ましい。

○内容

(1) 連携・調整会議等

指定管理者は、県と連携して次の会議を開催し運営する。

ア 静岡県健康福祉交流プラザ連携調整会議

回数：年間2回以上

構成：三島市、函南町、三島総合病院、県、指定管理者

目的：プラザの運営、利用促進に係る関係機関との連携・調整

イ 静岡県健康福祉交流プラザ運営打合せ会議

回数：年間2回以上

構成：指定管理者、県

目的：プラザの管理運営、指定管理業務の実施に係る連絡調整

(2) 普及啓発

ア 健康づくり及び社会参加に関する普及啓発及び相談

県が要請する健康づくり及び社会参加に関するイベント等に出展するなど、啓発活動を行う。

また、県民からの健康づくり及び社会参加に関する相談に対応する。

イ ホームページ等による情報提供

施設の利用促進を図るため、利用動向を的確に把握し、関係団体への情報提供、ポスターやパンフレットの作成配布、インターネットを活用した情報発信など普及宣伝を行うこと。広報活動については、事業計画の中で提案を行うこと。

プラザは新しい施設であるため、ポスターやパンフレット等での広報を積極的に行うこと。

また、プラザのホームページを新規で作成すること。新しいホームページのデザイン・内容やドメイン名については、予め県の承諾を得ること。

なお、プラザのホームページは、静岡県総合健康センターのホームページを改修して作成してもよいが、引継ぎにかかる費用や、静岡県総合健康センターのホームページを管理する現指定管理者との調整は、全て新指定管理者の負担とする。

ウ 県民向け講演会の開催

県民を対象に、健康づくり及び社会参加に関する講演会を年間4回以上開催する。開催に当たっては、県をはじめ、三島市、函南町、三島総合病院等と連携し、効果的に実施する。

エ 県民の日(8月21日又は近辺の日1日)の施設無料開放

体育館等の施設を無料開放する。

オ 富士山の日(2月23日又は近辺の日1日)の施設無料開放

体育館等の施設を無料開放する。

(3) 健康筋力づくり

ア 県民の健康づくり教室等

県民に対して、県市町が開催する健康づくりに関する教室等において指導する。
(年間 48 回以上。ただし、令和 5 年度は年間 8 回以上)

イ 大腰筋トレーニングシステム機器を利用した指導者等研修

プラザに設置してある大腰筋トレーニングシステム機器を利用し、健康づくりの指導者等を対象に研修会(大腰筋等トレーニングの理論等)やスポーツ団体のトレーニングにおいて活用を図る。(年間 3 回以上。ただし、令和 5 年度は年 1 回以上)

(4) 県との連携及び市町支援等

県及び市町が実施する健康づくり及び社会参加事業について、指導助言等の依頼があったときは、当該実施主体と連携の上、必要な協力・支援を行う。(県市町等が開催する健康づくり及び社会参加に関するイベント等への職員の派遣等を含む。年 6 回以上。ただし、令和 5 年度は年 1 回以上)

(5) プラザを県民の使用に供すること。

有料貸出施設の利用予約については、静岡県施設予約システム『とれるネット』(<https://yoyaku.pref.shizuoka.jp/>)を使用する。

(6) 施設の維持管理等

ア 施設等管理

施設管理の方法等については、本業務仕様書に示すほか、別添の管理業務委託各種仕様書に記載のある項目、内容の全てを指定管理者が実施すること。

また、指定管理者は、施設及び敷地内について良好な衛生環境、美観の保持に心掛け、施設としての安全かつ快適な空間を保つために日常及び定期的な清掃を行うこと。

施設の維持については、施設が正常に保持され、適正な利用に供することができるよう、日常的な保守点検を行い、部品交換や補修・修繕を行うこと。

- (ア) 警備業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 建物、設備、工作物等管理業務
- (エ) 物品等管理業務
- (オ) 法定点検業務
- (カ) 防災、地震対策
- (キ) その他

イ 経理業務

- (ア) 委託料の経理
- (イ) 利用料金の設定
- (ウ) 利用料金の収受、回数券の払い戻し、県への報告
- (エ) 施設管理経費及び光熱水費並びに業務経費等の支払
- (オ) 県負担金の請求、収受

ウ ふじのくに感染症管理センターでの県職員の勤務について

プラザの2階3階にはふじのくに感染症管理センターがある。

別紙2「フロア図」の黄色部分にて、県職員が勤務を行う。このスペースについては指定管理者は施設等管理のみを行う。その経費については、募集要項17「ふじのくに感染症管理センターの経費について」に記載の方法で、県が相応分を負担する。

県職員の勤務時間は原則として月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分（その他時差勤務あり）。

ふじのくに感染症管理センターの職員向けの入退室や施設管理マニュアルの整備を行うこと。また、プラザの休館日及び休館時間帯における施設トラブル時に、職員からの連絡を受けられることができる体制とすること。

なお、停電や断水を伴う設備の保守点検は、原則としてふじのくに感染症管理センターの職員の勤務時間外で対応すること。点検のため休館日を設定することは認めるが、利用料収入の補填は行わない。

エ ネット回線について

プラザ1階には、別紙5のとおりネット用の配線・機器が設置されており、指定管理者がプラザの利用促進、利便性向上のため利用することができる。

3 静岡県健康福祉交流プラザの利用料金の減免について

指定管理者は、下表により利用料金を減免すること。

利用料金を減免する場合	減免率
県が健康づくり及び社会参加に関する施策を推進するため、主催者として行う事業で施設を使用するとき。	10/10
県内市町が健康づくり及び社会参加に関する施策を推進するため、主催者として行う事業で施設を使用するとき。	1/2

※「健康づくり及び社会参加に関する施策」については、静岡県の「ふじのくに健康増進計画」及び「静岡県長寿社会保健福祉計画」及び「ふじのくに障害者しあわせプラン」の推進に資すると認められる事業を基準として判断する。

4 管理に要する経費

県は、プラザの管理運営に必要な経費に充てるため、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払う。

なお、支払時期や方法等は協議の上、基本協定・年度協定で定めることとする。

県が支払う経費に含まれるものは次のとおりとする。

(1) 人件費

(2) 事務費（旅費、消耗品費、通信費、使用料、公租公課等）

※定期購読等により利用者の閲覧に供する新聞等については、別添資料のとおりとする。（変更する場合は、県・指定管理者双方にて協議の上決定する。）

(3) 庁舎管理費（光熱水費、施設設備保守管理費、検査手数料、修繕料、施設管理用消耗品費等）のうち、指定管理者負担分

※非常用自家発電機の燃料は指定管理者が管理・補充すること。ただし、ふじのくに感染症管理センターの業務継続のためだけに燃料の補充が必要となった場合（停電のためプラザ休館中等）は別とする。

(4) 事業費（業務仕様書「2 業務の内容」の実施に要する経費）

5 物品の管理等

(1) 指定管理者が指定管理料により物品を購入するときは、購入後の物品は県の所有に属するものとする。

(2) 指定管理者が管理する県の所有する物品については、「静岡県財務規則」及び関係例規に基づいて管理等を行うものとする。

※貸付物品の状況は、毎年1回以上確認すること。

(3) 指定管理者は、業務において使用する県の所有に属する物品のうち、1品の取得価格が税込み10万円以上の物品については異動の事実があったときは、遅滞なく県に報告しなければならない。

(4) 貸付物品は別紙6のとおり。

(5) 敷地内の立ち木の実態については、指定期間中2回以上（現在の改修工事終了時及び最終年度は必ず）確認する。

6 事業実績報告書の提出

(1) 事業実績報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に次の事項を記載した事業実績報告書を提出する。

ア プラザの管理に関する業務の実施状況

イ 業務に係る収支状況

ウ プラザの利用状況

エ その他、知事が必要と認める事項

(2) 月次報告書の提出

指定管理者は、毎翌月10日までに次の事項を記載した月次報告書を提出する。

ア プラザ利用者数（有料施設分）

イ 利用料金収入

ウ その他、知事が必要と認める事項

(3) 報告書の内容の調査

その他、知事は指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて報告を求め、また、施設、物品及び各種帳簿等の調査を行うことがある。

7 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合県に生じた損害は指定管理者が県に賠償するものとする。

(2) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により適切な管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、管理運営の継続の可否について協議を行うものとする。なお、その結果事業の継続が困難であると判断した場合は、県は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

8 業務を実施するに当たっての留意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 次のアからカに掲げる法令等を遵守する。
- ア 地方自治法、同施行令
 - イ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
 - ウ 静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例、同条施行規則
 - エ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
 - オ 個人情報保護法
 - カ その他関係法令
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしない。
- (3) 県と連携を図った運営を行う。
- (4) 各種調査等の事務に対応できる体制の確保に努めること。
- (5) 指定管理者がプラザの管理運営に係る各種施設規定・要綱等を作成する場合には、県と協議する。
- (6) キャッシュレス決済及び電子決裁の推進に努めること。
- (7) この**業務仕様書**に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者は誠意をもって協議し決定する。

別添資料

○定期購読等する新聞等

読売新聞（朝夕）、静岡新聞（朝）、伊豆新聞

管理業務委託各種仕様書

1 施設管理業務一覧

○県との費用按分ありの業務

	業務名	業務の内容
ア	清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常清掃業務 休館日及び定期清掃日を除く毎日実施。 ・ 年2回の建物内定期清掃の実施。 ※清掃業務仕様及び静岡県健康福祉交流プラザ清掃作業基準のとおり
イ	一般廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物（可燃物、不燃物） 週2回以上実施 ※清掃業務仕様及び静岡県健康福祉交流プラザ清掃作業基準のとおり ※ふじのくに感染症管理センターから出る感染性廃棄物は指定管理者の業務対象外
ウ	保安警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 館内及び敷地内保安 ・ 戸締まり、施錠その他庁舎に付随する施設等の保守管理 ・ 機械警備の開始及び解除 ・ 防災物品の管理 ・ 施設利用者の監視 ※機械警備（下記）除く
エ	機械警備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械警備の実施。毎日実施。 ※機械警備計画のとおり

○県との費用按分無しの業務

	業務名	業務の内容
ア	植栽等整備	樹木・植栽管理業務作業内容のとおり。随時実施。

2 設備管理業務一覧

	業務名	業務の内容
ア	自家用電気工作物 保安管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法による自家用電気工作物の保安管理。 ※自家用電気工作物の保安業務内容のとおり
イ	熱源設備保守整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備の保守点検、調整、清掃等。冷房シーズン2回、暖房シーズン1回。 ※熱源設備保守整備業務要領のとおり
ウ	エレベータ保守点 検	<ul style="list-style-type: none"> ・ フルメンテナンス方式の点検。毎月1回実施。 ※エレベーター保守点検業務仕様のとおり
エ	非常用発電機点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器点検、総合点検各1回の実施 ※非常用発電機点検業務仕様のとおり
オ	電子錠保守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階電子錠（4箇所）の保守
カ	浄化槽清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽法による浄化槽の清掃 ※汚水処理施設維持管理業務仕様のとおり
キ	消防用設備点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法に基づく消防用設備の保守点検 ※静岡県健康福祉交流プラザ施設等管理業務要領のとおり
ク	自動扉開閉装置保 守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検 モーター、減速機、制御機、戸車。年2回実施。 ・ 故障時対応

3 その他

	業務名	業務の内容
ア	建築基準法第 12 条に基づく定期点検	・建築設備の点検（毎年）、防火設備の点検（毎年）、建築物の点検（3年に1回。令和6年度と令和9年度） ※建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務委託仕様のとおりに

※法令変更等に伴う点検等の実施も指定管理者が行うこととする。また、本業務仕様書に掲載されていない施設管理等に係る点検や保守等についても指定管理者が行うこととする。

○静岡県健康福祉交流プラザ施設等管理業務要領

業務区分	対象	保守管理事項	点検整備期間						
			毎日	毎週	毎月	2ヶ月	6ヶ月	年	随時
設備 運転	電気設備	日常運転の開始及び終了	○						
	空調設備	日常運転の開始及び終了							○
保守 点検	日常点検	諸設備の外観点検	○						
	環境衛生管理	空気環境測定					○		
		照度測定					○		
		貯水槽清掃						○	
		水質検査（16項目2回/年）					○		
		水質検査（12項目1回/年）						○	
		簡易専用水道						○	
		残留塩素測定	○						
		雑排水槽点検					○		
		ねずみ、昆虫駆除（2回/年）点検（4回/年）					○		
	中央監視盤	動作確認	○						
	電気設備点検	低圧関係絶縁抵抗測定					○		
		接地抵抗試験					○		
		遮断器及び継電器試験					○		
		配電盤点検			○				
		分電盤点検			○				
		照明設備点検、電球取換え				○			○
		コンセント器具点検				○			
		電話設備点検			○				
		オートリフター装置点検			○				
		非常呼び出し装置点検			○				
空調設備点検	ガス炊吸収式冷温水発生装置点検					○			
	冷却塔点検						○		
	空調機、パッケージエアコン、ファンコイル点検			○					

保守 点検		送風機点検			○				
		換気扇点検			○				
		ポンプ類点検			○				
		ダンパー類点検			○				
		自動制御装置点検			○				
	ガス設備保守	ガバナー室ガス設備保守（6年に1回。 2023年度実施済。次回2029年度）							○
	衛生設備点検	受水槽の計器試験			○				
		ポンプ類点検			○				
		湯沸器（電機、ガス）点検			○				
		洗面器点検			○				
		便器点検			○				
		給水管点検			○				
		排水管点検			○				
	消防設備点検	自火報設備（総合点検1回/年、機能 点検1回/年）			○				
		防排煙制御設備（〃）			○				
		ガス漏れ警報設備（〃）			○				
		非常放送設備（〃）			○				
		誘導灯及び誘導標識（〃）			○				
		屋内消火栓（〃）			○				
		消火器（〃）			○				
避難器具（〃）				○					
消防用高置水槽（〃）				○					
非常通報装置（〃）				○					
防火対象物定期点検								○	
施設 管理		保安等	館内及び敷地内保安	○					
	健康筋力づくり研究室の利用管理		○						
	ランニングコースの維持管理		○						
	施設受付	利用者の案内及び記録	○						
		利用者の新規登録受付及び変更受付	○						

(夜間、土日 祝休日のみ)	貸出備品の管理	○						
	忘れ物の受付	○						
	施設利用者との打ち合わせ	○						
	施設予約受付	○						
	利用者の新規登録受付及び変更受付	○						
	利用料金の徴収、管理	○						
施設保守業務	設備保守の立会							○
	ふじのくに感染症管理センター勤務時間のトラブル対応							○
国旗等の掲揚	国旗、県旗の揚げ下げ	○						
	車止めバリカーの上げ下げ	○						
	戸締まり、施錠	○						
	機械警備の開始、解除	○						
	防災物品の管理	○						
その他	ふじのくに感染症管理センター職員の補助							○
	関係者との連絡調整							○

※水質検査はビル管法による飲料水検査

○ 清掃業務仕様

1 目的

静岡県健康福祉交流プラザにおける館内及び屋外の日常並びに定期清掃業務を行い、快適な環境をつくることを目的とする。

2 業務内容

- (1) 館内日常清掃：床面、衛生陶器、マット清掃、紙屑、生ゴミ、汚物処分、備品除塵
- (2) 館内定期清掃：床面洗浄、ワックス掛け、カーペットクリーニング、窓ガラス清掃
- (3) 屋外日常清掃：ゴミ拾い
- (4) 屋外定期清掃：玄関前洗浄、側溝清掃、敷地内掃き掃除

3 作業基準

原則として、下表による。

業務区分	対象箇所	作業内容	作業回数
館内日常清掃	1階【トイレ、湯沸室、更衣室、トレーニングルーム、健康筋力づくり研究室、通路、エントランスホール等】	床面掃き拭き清掃、カーペット類清掃、紙屑処理、ドア拭き清掃、マット清掃、衛生陶器清掃、鏡磨き、汚物処理、紙・水石鹼補給、什器・備品除塵、金属磨き、流し場の清掃	毎日 1,045 m ²
	2階【トイレ】 3階【トイレ、湯沸室】	床面掃き拭き清掃、カーペット類清掃、紙屑処理、ドア拭き清掃、マット清掃、衛生陶器清掃、鏡磨き、汚物処理、紙・水石鹼補給、什器・備品除塵、金属磨き、流し場の清掃	週5回 (火～土) 61 m ²
	1階【研修室、会議室、講師控室、ホール、体育館】	床面掃き拭き清掃、カーペット類清掃、紙屑処理、ドア拭き清掃、什器・備品除塵、金属磨き	週2回 1,401 m ²
	1階【事務室、救急室、警備員室】 2階【会議室、休憩室、通路等】 3階【会議室、通路等】 エレベータ	床面掃き拭き清掃、カーペット類清掃、紙屑処理、ドア拭き清掃、什器・備品除塵、金属磨き	週1回 1,109 m ²
館内定期清掃	Pタイル、塩ビ長尺シート、フローリング部	床面洗浄ワックス塗布	年2回 3,580 m ²
	タイルカーペット OAフロア一部	タイルカーペットクリーニング	年2回 465 m ²
	窓ガラス	窓ガラス清掃（霜取随時）	年2回 990 m ²
屋外日常清掃	玄関前ポーチ、駐車場、遊歩道、緑地	ゴミ拾い	毎日 13,650 m ²
	ランニングコース	掃き清掃	隔日 797 m ²
屋外定期清掃	玄関前ポーチ	路面洗浄	月1回 750 m ²
	雨水排水側溝	汚泥除去	年2回 84.5 m ²
	建物敷地内全般	掃き掃除	年2回 13,650 m ²
廃棄物の集積	館内全般	分別収集、ゴミ置き場への集積	毎日

空調機械室、 機械室及び地 下通路等清掃	1階空調機械室、2階空調機械 室、機械室、地下通路等		点検等実 施の際
----------------------------	-------------------------------	--	-------------

4 業務を要しない日

毎月曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

5 作業時間

- (1) 日常清掃：火曜日から日曜日まで、午前8時から午後4時まで
- (2) 定期清掃：プラザ業務に支障のない時間

6 業務上の留意事項

- (1) 清掃に当たっては、ガソリン、ベンジン等引火性の高い危険物を使用してはならない。
- (2) 火気及び衛生に十分注意すること。
- (3) 水の使用に当たっては、特に床上のコンセント、設備備品等の保全に注意すること。
- (4) 床をはじめ建物、設備備品等の特性を理解し、それらを損傷しない方法により作業すること。
- (5) 便所の清掃については、次の点に注意すること。
 - ア 清掃は作業基準に定めるもののほか、県が必要と認めたときに行うこと。
 - イ 便器等の汚れは洗剤液でよく洗い、塩酸等の薬品は極力避けること。
 - ウ 便所内の汚物入れ容器内の汚物は、日常清掃を行うこと。
- (6) ホール及び栄養実習室は、使用のあった後は必ず日常清掃を行うものとする。
- (7) 玄関の清掃については、次の点に注意すること。
 - ア エントランスホールは人の出入りが多いので、特に入念に行うこと。
 - イ 雨天時の吸湿マットの敷設及び片付けを行うこと。
- (8) 機械室及び発電機室等は別途、各業務受託者が清掃する場合は作業の必要はない。

○機械警備計画

第1 目 的

静岡県健康福祉交流プラザの所有または管理にかかわる警備対象内の財産の保護に任じ、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

第2 任 務

- 1 火災・盗難等の異常状態の感知
- 2 事故確知時における関係先への通報・連絡
- 3 警備実施事項の報告

第3 警備方法

ALSOKガードシステム

第4 警備基準時間

警備対象施設が無人の状態となり、指定管理者からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、プラザからの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

第5 警備仕様

- 1 警報装置
 - (1) 警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報する。
 - (2) 本件警備に必要な適合機器の配置および種類・数量は端末機器設置図面による。
- 2 ガードセンター
警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。
- 3 機動隊
ガードセンターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

第6 警備開始時における取扱い

- 1 指定管理者における取扱い
 - (1) プラザの最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。
 - (2) 次に最終退館者は、退館口を施錠した後、外部に設置した操作器の電源および回路を確認し、ON（警戒）の状態に操作する。
- 2 警備受託者における取扱い
ガードセンターは、プラザの最終退館者の操作器の操作により自動的に標示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。

第7 警備終了時における取扱い

- 1 指定管理者における取扱い
プラザの最初の入館者は、入館前に必ず外部に設置した操作器をOFF（警戒解除）の状態に操作する。
- 2 警備受託業者における取扱い
ガードセンターは、プラザの最初の入館者の操作器の操作により自動的に標示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

第8 警備実施時間中における指定管理者の臨時入館

原則として入館してはならない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

- 1 プラザの臨時入館者は、操作器を確実にOFF（警戒解除）の状態に操作した後入館以後プラザの責任において処理するものとする。
- 2 プラザの臨時入館中の警備は、指定管理者の責任において実施する。

第9 異常事態発生時における警備受託業者の処置

- 1 警報受信装置によりプラザの警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、警備受託業者は機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる
- 2 警備対象に到着した機動隊は異常事態を確認後、ガードセンターへその状況を連絡し必要に応じて関係先に通報する。
- 3 あらかじめ定められた指定管理者の責任者または緊急連絡者へ連絡する。

第10 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

第11 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、プラザ・警備受託者相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。

第12 警報装置の保守点検

プラザに設置された警報装置の機能については、警備受託業者は適宜保守点検を行う。

第13 緊急連絡者の指定

- 1 指定管理者はあらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を警備受託業者に交付する。
- 2 上記緊急連絡者に変更あるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を警備受託者に交付する。

第14 その他

警備実施上、この警備計画に定めのない事項について必要あるときに限り、プラザ・警備受託者協議し、本書に付加条項文書を添付する。

○樹木・植栽管理業務作業内容

1 保守対象

敷地内植樹立木敷地内芝生

別紙7「樹木分布図」を参照のこと。

2 業務内容

植木葉刈り、芝生刈り込み及び植木・芝生の施肥、病害虫駆除作業、除草、草刈、その他補強

参考人工（平成23年度静岡県総合健康センター仕様より）

月	内 容
4月	除草 12人工
5月	除草 12人工、植木・消毒 10人工
6月	除草 12人工、植木・消毒 10人工
7月	除草 14人工
8月	除草 14人工、植木・消毒 8人工
9月	除草 14人工、植木・消毒 10人工
10月	除草 12人工
11月	除草 8人工、植木・消毒 8人工
12月	除草 4人工
1月	除草 4人工
2月	除草 4人工
3月	除草 6人工
物品等	草刈機（混合油、刃）、除草剤、消毒薬、肥料等

○自家用電気工作物の保安業務内容

1 委託自家用電気工作物の概要

- (1) 設備容量 800 キロボルトアンペア
- (2) 最大電力 460 キロワット
- (3) 受電電圧 6,600 ボルト
- (4) 非常用予備発電装置・蓄電池装置・油庫
 - 発電機定格出力 104 キロワット
 - 発電機定格電圧 200 ボルト
 - 油庫（A重油） 1950 リットル

2 業務の内容

詳細は、3「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目」による。

ただし、「点検、測定及び試験項目」は、1「委託自家用電気工作物の概要」が対象となる。

なお、3「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目」の文中の単語は以下のとおり読み替えること。

- ・甲 : 静岡県
- ・乙 : 指定管理者
- ・契約 : 基本協定
- ・有償業務 : 必要であれば指定管理者の負担で行う

3 自家用電気工作物の保安管理業務委託細目

(1) 保安管理業務の内容

ア 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

(ア) 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。ただし、定例に保安管理業務は、新たに自家用電気工作物を設置する場合は、監督官庁から保安管理業務外部委託承認を受けたときから開始するものとし、電気主任技術者の選任等からの切替え、乙以外からの外部委託先の変更、自家用電気工作物の譲渡及び地位承継の場合は、この契約の有効期間開始日から開始するものとします。

- a 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表1「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項または適合しない恐れがあるときは、必要な指導、助言を行います。
- b 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、甲の通知を受け必要な指導、助言を行います。
- c 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、甲の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検（具体的基準は、別表2「工事期間中に関する点検の基準」による。）を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。
ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。
- d 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲より通知を受けたときは、電話により、又は甲の依頼により出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行います。
この場合は、甲は乙が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に乙に連絡するものとします。
また、乙が行う事故原因の探求の結果、系統側（商用側）に起因する事由であったときは、乙は甲へ通知をし、その通知を行ったときに甲の依頼があった場合に限り、乙は発電所の運転の措置を行うことができるものとします。
- e 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。
- f 乙が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。
- g 電気事業法に規定する立入検査には、その都度甲の通知を受け、乙の保安業務担当者等

を立ち合わせます。

- h 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認を行います。

(イ) 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。（有償業務）

- a 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。
- b 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。
- c 前各号のほか甲の申し出による点検業務、技術業務、測定業務、開閉器等の操作業務、及びその他業務を行います。
- d 系統側（商用側）に起因する事由により必要となる発電所の運転又は停止の措置については、甲において行い、乙へ報告するものとします。ただし、甲の依頼により乙において発電所の運転又は停止の措置を行うことができるものとします。

イ 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、甲は甲の負担において電気事業者又は電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとします。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、乙は指導、助言又は協議を行うものとします。

(ア) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有するものでなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のaからgまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- a 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備等（電気設備の基礎、発電所の支持物等）
- b 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- c 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- d 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、パワーコンディショナ、オートメーション化された工作機械群等）
- e 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- f 点検にボイラー・タービン主任技術者及びダム水路主任技術者の専門知識及び技術を有する設備等
- g 発電設備の運転操作及び停止操作が機器本体で行うことができないパワーコンディショナ（遠隔制御、外部端末接続等）

(イ) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のaからfまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

- a 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、水上又は高所、傾斜地での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- b 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- c 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- d 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- e 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- f 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

(ウ) 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

(エ) 可搬型機器及びこれに付属する電線等及び支持物のうち、点検時事業場に設置されていないもの

(オ) 発電設備のうち電気設備以外（内燃機関、蒸気機関、支持物、土木技術等）である自家用電気工作物

(カ) 感染症等の影響により、立入が制限される場所

ウ 上記イにおいて、甲及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を

保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、必要に応じて保安業務担当者が指導もしくは点検を行うものとします。

(2) 相互の連絡

ア 甲は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。

(ア) 遅滞なく連絡する事項

- a 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
- b 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となる恐れがある場合。
- c 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等の恐れが生じた場合。
- d 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合。
- e 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合。
- f 系統側（商用側）に起因する事由により発電所の運転又は停止の措置が必要な場合。

(イ) その他連絡する事項

- a 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合。
- b 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合。
- c 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する物に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合。
- d 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- e 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
- f 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備、発電設備の使用区域を変更する場合。
- g 委託者（甲）、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合。
- h 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合。
- i 電気事業者との需（受）給契約を変更する場合。
- j 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合。
- k 充電中の電気工作物に接近、又は接近する恐れがある作業等を行う場合。
- l その他電気工作物の保安に関し必要な場合。
- m 緊急時の連絡先等を変更する場合。

イ 乙は次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。

- (ア) 乙の就業時間内、時間外における乙への連絡方法。
- (イ) 甲の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合。
- (ウ) 緊急時の連絡先等を変更する場合。
- (エ) その他必要な事項。

(3) 発電設備等の分解・整備、基礎・支持物点検等

発電設備及び熱交換器の分解・整備、基礎・支持物点検、ばい煙測定等は、甲の負担において行うものとします。この電気工作物の分解・整備等を電気機器製造者・整備業者等に依頼して行う場合は、甲は乙に分解・整備等の結果の記録を提示し、乙は必要に応じて助言を行うものとする。

(4) 発電所担当者等

- ア 甲は、保安規定による発電所担当者及びその不在の場合の代務者を選出するものとします。
- イ 甲は、前号の発電所担当者を選出または変更したときは、その氏名、連絡方法等を遅滞なく乙に通知するものとします。
- ウ 甲は、発電所担当者又は（4）アの代務者を乙の行う保安管理業務に立合わせるものとします。

(5) 絶縁監視装置及び機器の設置

ア 経済産業省告示第249号代4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及

び乙の定める条件に該当する電気工作物には、甲の承認を得て絶縁監視装置を設置並びに点検、測定及び試験に必要な機器等（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）することができます。

- イ 電気工作物に設置する「絶縁監視装置等機器」は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
- ウ 甲は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、配線などの施設の利用について無償にて便宜を供するものとします。
- エ 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。ただし、絶縁監視装置等機器を設置するために多額の費用を要するものについては、その費用負担について甲乙協議を行うものとします。
- オ 絶縁監視装置等機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
- カ 甲は、絶縁監視装置等機器を乙の許可なく無断で移設、取外し、改造等を行わないものとします。

(6) 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- ア 乙は、電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流 50mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- イ 前号の調査および措置について、甲は乙に協力するとともに、乙からの通知または改修依頼等を受けた場合は、速やかに改修するものとします。
- ウ 乙は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとします。

(7) 絶縁監視装置及び機器の撤去

- ア 乙は、甲との保安全管理業務委託契約が解除され又は失効したときは、絶縁監視装置等機器を撤去するものとし、甲は、撤去のために協力するものとします。また、甲は、乙が撤去をするにあたり停電の措置等が必要な場合は、本契約が解除又は失効したときから 3 か月以内に停電の措置等に協力するものとします。
- イ 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、甲乙協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。
- ウ 絶縁監視装置等機器の設置に関して（5）アの信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。

(8) 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- ア 甲は、乙が保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、乙から通知又は改修依頼等を受け速やかに改修するものとします。
- イ アの不安全施設の改修に要する費用は、甲が負担するものとします。
- ウ 甲は、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を甲の責任及び負担において実施し、乙にその結果を報告するものとします。
- エ 乙は、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないものとします。
- オ 乙は、甲に改修依頼した不安全施設が、乙が通知又は改修依頼をした日から 1 か年間以上にわたって改修されず、保安全管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

(9) 停電を伴う定期点検の措置等

- ア 乙は、甲の保安規程に基づき停電を伴う定期点検を実施するものとし、甲へ実施計画を通知するものとします。また、甲は停電を伴う定期点検の実施計画に協力するものとします。
- イ アにより、停電のために必要となる甲の事業所内の、停電の周知、機器停止等の準備、甲の関係者への連絡及び予備電源等の一切の措置等は、甲の責任及び負担において停電前までに実施するものとし、乙は実施しないものとします。
- ウ イにより、甲が実施した措置等について、送電後の復旧等については、甲の責任及び負担に

において実施するものとし、乙は実施しないものとします。

エ 乙は、甲へ通知した停電を伴う定期点検の実施月から3か月以内に、甲が停電を伴う定期点検に協力しないことにより実施できなかった場合は、この契約を解除できるものとします。

(10) その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度甲乙相互に協議するものとします。

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目 別表 1

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				(無停電)	(停電)	
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
受電設備 (二時変電設備) ・受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
		母線、計器用変成器、断 路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデン サ、リアクトル その他機器	外観点検	○	○	
絶縁抵抗測定				○※1		
放電雑音チェック			○			
温度チェック	○		○	○		
変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定	○	○	○		
	絶縁油透明度チェック	○	○	○		
	絶縁油酸価度試験			○※1		
	絶縁油破壊電圧試験			○※1		
	内部点検			○※1		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック	○	○	○		
受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	電圧・電流測定	○	○	○		
	絶縁抵抗測定			○※1		
	継電器の動作試験			○※1		
	継電器との結合動作試験			○※1		
	放電雑音チェック		○			
	温度チェック	○	○	○		
接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○※4	○※4		

	構造物・配電設備 (受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		蓄電池設備	外観点検	○	○	○
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
		電圧測定	1回/年	○	○	
負荷設備・ 受変電設備 (低圧)	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等 及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
		絶縁抵抗測定			○※1,6	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※5	○※5		
		絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
非常用予備 発電装置	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		起動試験	○※9	○※9	○※9	
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1	
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
遮断器、開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ				受電設備と 同じ	
発電所	ガスタービン及び 附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○		○	必要の都度
		起動試験	○		○	
	発電装置及び 附属装置 太陽電池及び附属装置 燃料電池及び附属装置 接地装置	外観点検	○		○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		接地抵抗測定			○※4	
		単独運転検出			○	
	発電状況確認		○	○		
遮断器・開閉器 その他の電気機器	受電設備と同じ				受電設備と 同じ	

注(1) 月時点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との隔離距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地先頭の保安装置の取付け状態

(2) ※5を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のB種接地線で漏えい電流を測定します。ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないことがあります。

(3) ※8を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

- (4) 年次点検（無停電）は無停電で行う点検で、年次点検（停電）は停電して行う点検をいいます。なお、年次点検（無停電）を実施する場合は3年に1回は年次点検（停電）を行うものとします。
- ただし、発電所においては年次点検（無停電）を行わないものとします。
- 年次点検（無停電）は、信頼性が高い設備で、年次点検（停電）と同等と認められる次の各項目が1年に1回以上行われている場合に実施いたします。
- ア 低圧電炉の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。
 - イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下である。
 - ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。
 - エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。
 - オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。
- (5) ※1を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。
- (6) ※2を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過時に、10年を超えたものは5年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
- なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。
- ※2を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (7) ※3を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10年経過毎に、20年を超えたものは3年経過毎にそれぞれ行うものとします。ただし、年次点検（無停電）の点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。
- なお、PCB混入の恐れがある場合は行わないことがあります。
- ※3を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。
- (8) ※4を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。
- (9) ※6を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。
- (10) ※7を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。
- この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、誤差試験を年1回行うものとします。
- (11) ※9を付した起動試験は、甲の依頼により乙が行う定期点検時に実施できない場合は、甲の責任と負担において起動試験を実施し、その結果を書面等により乙へ報告するものとします。

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目 別表 2

工事期間中に關する点検の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備) ・ 受変電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 （ 受電室建物 キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等 ）	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○
負荷設備 ・ 受変電設備 (低圧)	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物 小出力発電設備	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器その他の電気機器類	外観点検	○
発電所	発電装置及び附属装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器その他の電気機器類	外観点検	○

注（１）工事点検中は、別表 2 に掲げる電気工作物の電気工事を対象に行うものとします。ただし、基礎・支持物等の工事中は、必要に応じて電話等による問診を行うものとします。

（２）工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の依存、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

○熱源設備・空調保守整備業務要領

1 機種及び台数

(1) 全館空調

- ・荏原吸収冷温水機RAP-G008 2台
- ・空研冷却塔SKB-85X2DGRS 2台
- ・テラルキョクトウ冷却水ポンプSJ4-125×100J515 2台
- ・テラルキョクトウ冷温水ポンプSJ4-80×65J511 2台

(2) 個別空調

下表のとおり。

工事で追加される個別空調の工事調達仕様は、別紙8のとおり（型番等は未定）。

階	場所	工事前	工事後	仕様	
地下	電気室	1台		床置き型	
1F	警備員室	1台			
	大ホール棟空調機械室	1台			
	体育館	無し	12台	別紙8参照	
2F	休憩室	1台			
	検査 エリア	食品検査室	無し	3台	別紙8参照、陽圧室
		感染症検査室	無し	2台	別紙8参照
		遺伝子PCR実施室	無し	1台	別紙8参照
		血清検査室	無し	1台	別紙8参照
		遺伝子泳動室	無し	1台	別紙8参照
		感染・減菌室	無し	1台	別紙8参照
		食品・減菌室	無し	1台	別紙8参照
		遺伝子試薬準備室	無し	1台	別紙8参照、陽圧室
		検体受付室	無し	1台	別紙8参照
細菌検査課執務室	無し	1台	別紙8参照		
3F	感染症情報センター	無し	4台	別紙8参照	
	倉庫	2台	2台	別紙8参照	
	倉庫内保管庫	1台			
合計		7台	36台		

2 全館空調の保守点検業務

全館空調の保守点検業務の範囲は4「静岡県健康福祉交流プラザ熱源設備保守点検業務細目」に定める範囲とする。

3 個別空調保守点検業務

「静岡県健康福祉交流プラザ施設等管理業務要領」の「空調設備点検」の内容に基づき行うこと。

4 静岡県健康福祉交流プラザ熱源設備保守整備業務細目

I. RAP保守実施要項（ガス焚）

＜冷房＞	＜暖房＞
切替整備・試運転調整	切替整備・試運転調整
1. 本体点検整備 1) 外観点検 2) 本体バルブ切替 3) 保安装置類確認 4) ガス配管漏洩試験 5) 電気整備 6) 溶液調整（分析結果による） 2. 冷房試運転調整 1) 燃焼確認及び調整 2) 不凝縮ガス抽気 3) 機密確認 4) 総合試運転調整及びデータ採取 3. 報告書作成・提出	1. 本体点検整備 1) 外観点検 2) 溶液ナブリング及び分析試験（シーズン中1回） 3) 本体バルブ切替 4) 保安装置類確認 5) ガス配管漏洩試験 6) 電気整備 7) 冷却水系水抜き 8) 吸収器・凝縮器チューブ洗浄 2. 暖房試運転調整 1) 燃焼確認及び調整 2) 総合試運転調整及びデータ採取 3. 報告書作成・提出
シーズン中巡回（2回）	シーズン中巡回（1回）
1. 運転状況総合確認 1) 運転状況点検 2) 不凝縮ガス抽気 2. 報告書作成・提出	1. 運転状況総合確認 1) 運転状況点検 2. 報告書作成・提出

II. 冷却塔保守実施要項

1. シーズン前点検、整備
 - (1) 冷却塔全般の点検
 - (2) Vベルト（ギヤーモーター）、ファン、散水装置、ボールタップの調整、但し、ベルトの交換の場合のベルト、オイル交換の場合のオイルは貴社にて支給とする。尚、ベアリング交換などは別途工事とする。
 - (3) モーターの絶縁測定
 - (4) 散水装置、上部水槽、下部水槽、ストレーナの点検清掃及び水張り
 - (5) シーズン前の試運転立会
 - (6) 配管ストレーナ（Y型）の清掃
2. シーズン中点検
 - (1) 冷却塔全般の点検
 - (2) Vベルト（ギヤーモーター）、ファン、散水装置、ボールタップの調整。但し、ベルト交換の場合のベルト、オイル交換の場合のオイルは貴社にて支給とする。なお、ベアリング交換などは別途工事とする。
 - (3) 冷却水電導度測定
 - (4) レジオネラ属菌検査 設備の稼働初期に実施する。
3. シーズン後点検、清掃
 - (1) 冷却塔全般の点検
 - (2) 散水装置、上部水槽、下部水槽、ストレーナの点検清掃及び水抜き
 - (3) モーターの絶縁測定

III. 冷却水ポンプ及び冷温水ポンプ保守実施要項

1. シーズン前点検（冷却水ポンプ及び冷温水ポンプ）
 - (1) ポンプ全般の点検
 - (2) 軸封部の調整
 - (3) モーターの絶縁測定

2. シーズン中点検(冷温水ポンプ)

- (1) ポンプ全般の点検
- (2) 軸封部の調整
- (3) モーターの絶縁測定

IV. 保守部品、材料内訳

吸収冷温水機

1) 真空ポンプ用部品

吐出弁、吸収弁、スプリング類、ベアリング、オイルシール、ガイドロック、パッキン類

2) ガラス管ヒューズ・表示灯

3) 溶液調整剤

○エレベーター保守点検業務仕様

1 業務内容

- (1) 点検はフルメンテナンス方式とし、毎月1回、定期的に作業を行う。
- (2) 次の箇所、項目を点検し、正常動作の確認、調整をし、必要と認めたときは部品の取り替えをする。
 - ① 油圧ユニット (バブル、ポンプ、作動油、電動機)
 - ② シリンダー (Oリング)
 - ③ 调速機関係 (シャフト、メタル、プーリー、スイッチ、ピン、アイドルシープ、ベアリング)
 - ④ 受電盤、制御盤、信号盤関係 (計器類、リレー、コイル、フィンガー、コンタクトリード盤、抵抗、ヒューズ、シーケンサー)
 - ⑤ ワイヤロープ関係 (主ワイヤロープ、ガバナロープ)
 - ⑥ かご関係 (運転操作ボタン、各スイッチ類、戸開閉装置、ドアハンガー、シュー、ガイドシューウー、非常止め、ロック外し装置、照明、ランディングスイッチ)
 - ⑦ 昇降路関係 (各スイッチ類、暖衡器、主レール)
 - ⑧ 乗り場関係 (戸レール、ハンガー、シュー、ドアロックスイッチ、各スイッチ類)
 - ⑨ 配線関係 (一般配管配線、制御用ケーブル)
 - ⑩ その他 (インターホン、換気扇、保守に必要な油脂、ウエス類)
油脂配管ジョイント部 (パッキン、ビクトリックジョイントゴム)
地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置
- (3) 法定検査を行い、結果を特定行政庁へ報告する。

2 機器仕様

日本エレベーター製造製乗用エレベーター (油圧式)

- ・11人乗り、750kg積載、45m/分、3ヶ所停止、1基
- ・地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置
- ・車椅子仕様、視覚障害者仕様

○非常用発電機点検業務仕様

1 点検機種

別紙 9 発電機仕様のとおり（工事調達仕様。型番等は未定）。

2 点検業務内容

- (1) 機器点検：総合点検 各1回
- (2) 機器点検：消防法設備等の適正な配置、損傷、機能について、外観から又は簡易な操作により確認。
- (3) 総合点検：消防用設備等を作動させ、または消防用設備等を使用することにより、消防用設備等の総合的な機能を確認。機器点検も兼ねる。

項目	内容		点検区分	
			総合	機器
1. エンジン	潤滑油系統	油量、汚れ、コシ器フィルター汚れ、目詰まり点検	○	○
		潤滑油交換	○	○
		コシ器フィルター点検	○	○
	燃料系統	測量、水混入、コシ器フィルター汚れ、目詰まり点検	○	○
		噴射ポンプ、噴射弁動作、フィードポンプ動作確認	○	○
		配管系統点検	○	○
		タンクドレン抜き	○	○
		噴射時期点検調整	○	○
	冷却水系統	水量、水質、ポンプ、ラジエーター漏水点検	○	○
		ゴムホース点検、ホースバンド増締め	○	○
		ヒーター装置、動作点検	○	○
		ファンベルト点検	○	○
		自動温調弁動作点検	○	○
		クーラント入替（ラジエーター冷却のみ）	○	○
		減圧水槽ポールの点検（放水冷却のみ）	○	○
	機関点検	各部増締	○	○
		エアークリーナー点検	○	○
		吸気弁、排気弁点検、すき間調整	○	○
		セルモーター点検	○	○
		増速機潤滑油点検（増速機付きのみ）	○	○
2. 発電機	ブラシ点検	○	○	
	ブラシ当たり面清掃調整点検	○	○	
	スプリング面清掃点検	○	○	
	絶縁抵抗測定	○	○	
3. 操作盤及び 発電基盤	計器類、配線接続コネクタ点検	○	○	
	端子ゆるみ、遮断器の動作確認	○	○	
	保護装置動作確認	○	○	
	各表示灯の確認	○	○	
4. 直流電源	計器の点検	○	○	
	充電電圧（浮動均等）確認	○	○	
	蓄電池比重、温度測定	○	○	
	充電電圧調整	○	○	
	電極劣化確認	○	○	

		触媒栓機能確認	○	○
		精製水補充	○	○
5. 運転確認 (無負荷)		試運転確認 (起動及び停止)	○	○
		タイムスケジュール確認	○	○
		発電電圧、周波数調整	○	○
		運転状態確認 (水温、油温、油圧等)	○	○
6. 最終確認	外 観	変形、損傷等の有無	○	○
		漏油、漏水、汚損の有無	○	○
	清 掃	ゆるみ、老朽化の有無	○	○
		周囲の整理整頓状態の確認	○	○
		清掃	○	○

※表にない項目についても必要に応じて点検を行うこと。

○汚水処理施設維持管理業務仕様

1 概要

水質管理及び消毒薬の補給等の業務を行い、汚水処理施設の目的を達成するものとする。

- (1) 処理方式 二次処理 長時間曝気方式、三次処理 接触曝気方式
- (2) 計画汚水量 6.7 m³/日
- (3) 放流水質 BOD 10 mg/ℓ以下

2 維持管理業務の基準

本施設の維持管理にあたっては、「浄化槽法」(昭和58年5月18日法律第43号)第8条及び「浄化槽法施行規則」(昭和59年3月30日厚生省令第17号)第2条、第3条及び第6条の基準に従い、諸設備の維持管理業務を実施するものとする。

3 維持管理業務の内容

維持管理業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 本施設の維持管理
- (2) 本施設の運転、保守点検及び水質の管理、検査に関する業務
- (3) 本施設の運転の記録、報告に関する業務
- (4) 諸官庁への報告、届出業務及び事務の代行
- (5) 諸検査、汚泥の搬出及び機器の修理等についての立会い業務

4 維持管理業務の運用

維持管理業務の運用にあたっては、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 点検回数は、年間48回とする。
- (2) 点検内容は、別に定める様式に記録する。
- (3) 水質検査は、3ヶ月に1回実施する。
(BOD、COD、SS、PH、大腸菌、NH₄-N)

5 緊急時の対策

機械その他に故障が生じたときは、前項の点検回数に関わらず必要に応じ係員を派遣し、すみやかに補修、調整等復旧作業を行うものとする。

○建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務仕様

I 業務概要

業務項目	業務の概要	備考
定期点検	Ⅱ-1-(1)に示す業務範囲について、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき「損傷、腐食その他の劣化の状況」について点検して報告する。	報告様式のデータは県より貸与する。

Ⅱ 業務内容

1 定期点検業務

(1) 点検対象施設及び業務範囲

静岡県健康福祉交流プラザ事務棟、体育館、ホール、車庫、その他付帯施設・設備

(2) 業務計画

受注者は、静岡県業務委託契約約款に基づいて契約を履行する。

受注者は、静岡県業務委託契約約款第 3 条に定める業務工程表及び第 10 条に定める業務代理人等通知書を提出する。

また、管理体制及び実施工程等を定めた業務実施計画書を提出する。

(3) 業務実施体制

本業務は、以下の資格を有する者が実施するものとする。なお、データの入力作業等の単純な作業については、この限りではない。

①一級建築士

②二級建築士

③建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項に定める以下の者

(ア) 建築物調査員

(イ) 建築設備等検査員

(4) 点検内容

定期点検の点検項目等については、建築、建築設備については、平成 20 年国土交通省告示第 282 号・第 285 号によるが、これらの告示は法 12 条第 1 項・第 3 項の民間建築物の定期報告の手法等を中心に記載されており、法第 12 条第 2 項・第 4 項の定期点検については「損傷、腐食、その他の劣化の状況に係るものに限る」と記載されているのみで具体的な点検項目等は記載されていない。

そこで、具体的な点検項目・方法等については、平成 20 年 11 月 17 日付け国土交通省告示第 1350 号・第 1351 号の国家機関の建築物の定期点検についての点検項目等の規準及び平成 27 年 1 月 13 日付け国住指第 3740 号の特定天井の定期調査について（技術的助言）の基準を準用することとする。

防火設備については、平成 28 年国土交通省告示第 723 号によるものとする。

ただし、点検項目以外でも目視により維持管理上支障となるような状況等が確認された場合、特記事項として(6)により報告すること。

①建築物に関する点検

点検は、別紙 10 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務別表 2 の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定する。

また、要是正と判定された箇所のうち、建築基準法に適合せず、かつ既存不適格に該当しないものについては、法不適合とする。

②建築設備に関する点検

点検は、別紙 10 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務別表 3 の(イ)欄に掲げる項目に

応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定する。

また、要是正と判定された箇所のうち、建築基準法に適合せず、かつ既存不適格に該当しないものについては、法不適合とする。

③防火設備に関する点検

点検は、別紙 10 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務別表 4 の(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

また、要是正と判定された箇所のうち、建築基準法に適合せず、かつ既存不適格に該当しないものについては、法不適合とする。

(5) 点検方法

①準備調整

点検業務の準備調整のため、以下の作業を行う。

- ・各施設の維持管理関係書類・図面等の確認及び貸借
- ・増改築・改修履歴の確認
- ・施設管理者との連絡調整

②現地点検

- ・Ⅱ 1 (5)①で入手した図書に基づき定期点検を実施する。
- ・必要に応じて施設管理者又は関係者にヒアリングを行う。
- ・他の検査記録等により机上調査を行う。

③点検実施写真の撮影

- ・指摘箇所がある場合は、その状況が明確になるように撮影する。
- ・定期点検を実施している様子を撮影する。
(例：施設名称がわかる玄関や門前、現場点検及びヒアリングの実施状況など)
- ・撮影日(点検実施日)を明確にする。

(6) 定期点検結果報告書の作成

点検施設の業務範囲毎に作成する。

① 建築

- ・定期点検概要書(建築)(別紙 11 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務様式 1-1)
- ・点検結果表(建築)(別紙 11 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務様式 1-2)
- ・関係写真(別紙 11 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務別添様式 1)
指摘箇所(特記事項を含む)を撮影した写真を使い、指摘内容を記載する。
定期点検の実施状況を撮影した写真を使い、点検内容を記載する。
- ・点検結果図(別紙 11 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務別添様式 2)
既存図面又は簡略図を用いて、点検箇所、指摘箇所及び指摘内容を朱書きする。

② 建築設備

- ・定期点検概要書(建築設備)(別紙 12 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務様式 2-1)
- ・点検結果表(建築設備)(別紙 12 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務様式 2-2)
(換気設備)(排煙設備)(非常用の照明装置)(給水設備及び排水設備)
- ・関係写真(別紙 12 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務別添様式 1)
- ・点検結果図(別紙 12 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務別添様式 2)

③ 防火設備

- ・定期点検概要書(防火設備)(別紙 13 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務様式 3-1)

- ・点検結果表（防火設備）（別紙 13 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務様式 3-2）
（防火扉）（防火シャッター）（耐火クロススクリーン）（ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備）
- ・関係写真（別紙 13 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務別添様式 1）
- ・点検結果図（別紙 13 建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務別添様式 2）

2 成果品の提出

下表に示す成果品を提出する。

業務完了前に、監督員に審査用成果品を提出して審査を受け、必要に応じ所要の訂正を行う。検査を受けた後、発注者へ成果品を引き渡す。

No.	品名	内容	部数	備考
1	定期点検結果報告書	(1) 定期点検概要書 (2) 点検結果表 (3) 関係写真 (4) 点検結果図	正 1 副 1	・業務範囲毎に作成 ・A4 ファイル
2	上記のデータ	(1) 定期点検概要書 (2) 点検結果表 (3) 関係写真 (4) 点検結果図	1 枚	・電子データ

3 データの電子化

発注者から提供された様式（Excel）を使用すること。

定期点検結果報告書に使用しなかった写真データがある場合は、参考資料として電子データを提供すること。（Jpeg 形式）

III 積算上の留意点

本業務は、平成 19 年度まで民間建築物で一般に行われていた特殊建築物定期報告制度及び建築設備定期検査制度に準じて行われるものであり、点検項目も準拠するものである。

（但し、点検業務のための準備調整（Ⅱ-1-(5)-①）を併せて行うものとする。）

IV その他

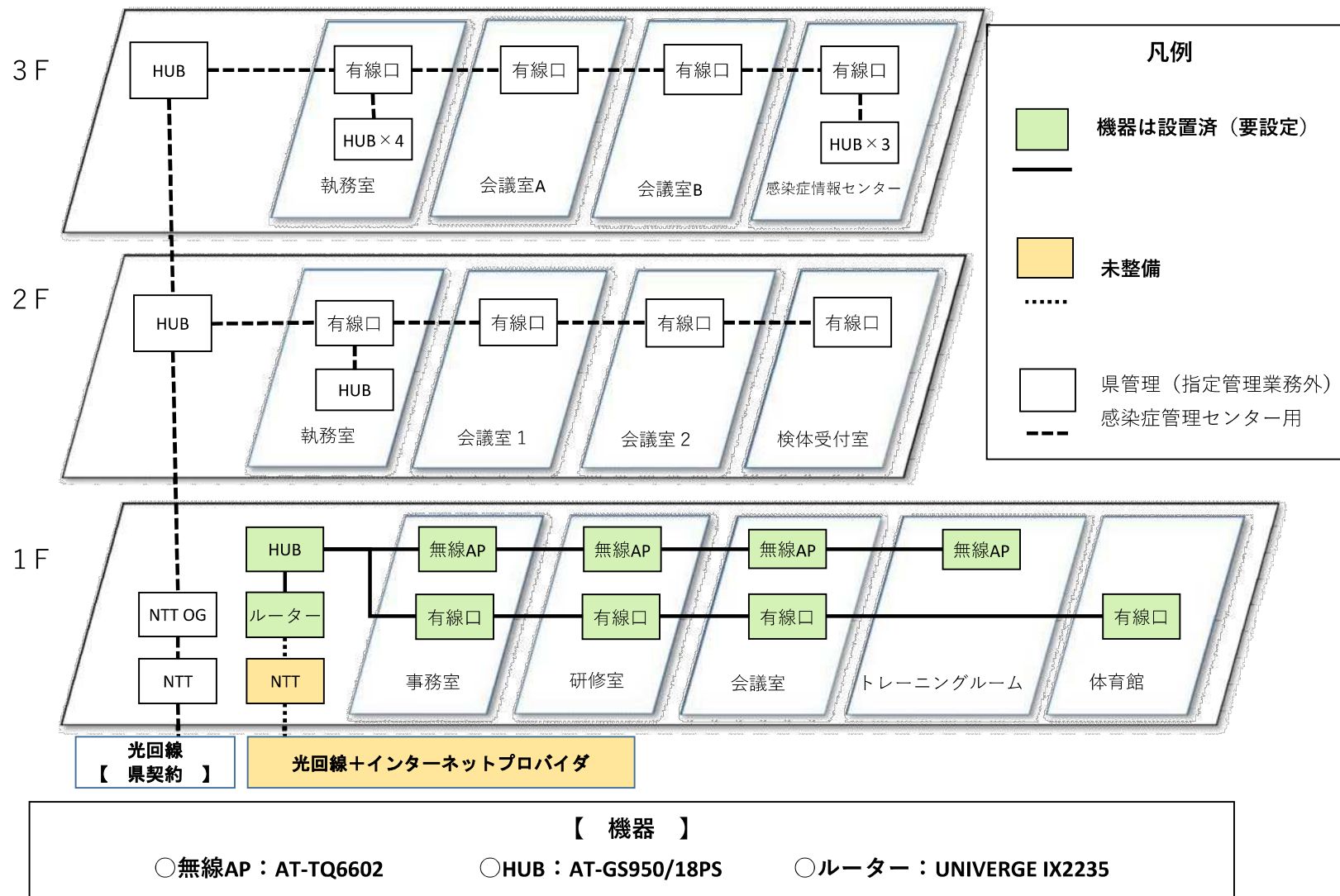
業務に関連する事項は、この仕様書によるほか、発注者と受注者との相互協議により定める。

本業務の実施にあたっては、施設業務に支障をきたさないよう十分注意する。非常用の照明設備や防災ベルなどの光や音が発生する恐れがある作業を行う場合は、発注者に事前に許可を得た方法により行うこと。

また、防火設備点検については、検査対象を確認し、検査対象作業域の安全対策を（標示、安全策など）実施した上で、作業を行うこと。

高所等を点検する場合は、安全に十分注意して点検作業を行うこと。

健康福祉交流プラザ ネット配線・機器について



別紙6 貸付物品一覧

No	物品番号	品名・規格等				対象数量	
		品名コード名称	品名名称	メーカー名称	規格名称	数量	単位名称
1	90-009478	体操用器具	セフティマット		(株)都村製作所M-113	1	枚
2	95-034513	照明装置/照明装置	照明装置	松下電工	舞台照明装置 調光装置	1	式
3	95-035811	音響再生機器	音響再生機器	ナショナル	音響ラック	1	式
4	95-035812	音響再生機器	音響再生機器	ナショナル	音響ラック	1	式
5	95-035813	音響再生機器	音響再生機器	ナショナル	音響ラック	1	式
6	95-035817	その他の映写機/その他の映写機	その他の映写機	エルモ	16ミリ映写機	1	式
7	95-035818	その他の映写機/その他の映写機	その他の映写機	エルモ	スライド映写機	1	式
8	95-035821	映写機用器具	映写機用器具	オーロラ	スクリーン	1	台
9	95-036185	テーブル/テーブル	テーブル	静岡県中央受注家具協同組合	サイドテーブル	1	台
10	95-036188	わき机	わき机	静岡県中央受注家具協同組合	木製わき机	1	台
11	95-036271	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	酒井医療	フロアマット	1	枚
12	95-036272	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	酒井医療	フロアマット	1	枚
13	95-036273	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	酒井医療	フロアマット	1	枚
14	95-036274	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	酒井医療	フロアマット	1	枚
15	95-036275	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	酒井医療	フロアマット	1	枚
16	95-036276	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	酒井医療	フロアマット	1	枚
17	95-036282	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	プラス	台車	1	台
18	95-036285	テーブル/テーブル	テーブル	オカムラ	木製テーブル	1	台
19	95-036358	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	セノー	綱引きロープ	1	本
20	95-036370	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	セノー	フロアシート整理台	1	台
21	95-036453	下駄箱	下駄箱	プラス	下駄箱 大	1	台
22	95-036454	下駄箱	下駄箱	プラス	下駄箱 大	1	台
23	95-036470	テーブル/テーブル	テーブル	オカムラ	テーブル	1	台
24	95-036471	テーブル/テーブル	テーブル	オカムラ	テーブル	1	台
25	95-036472	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	丸スツール	1	台
26	95-036473	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	丸スツール	1	台
27	95-036474	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	丸スツール	1	台
28	95-036475	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	丸スツール	1	台
29	95-036476	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	丸スツール	1	台
30	95-036477	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	丸スツール	1	台
31	95-036478	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	丸スツール	1	台
32	95-036479	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	三日月スツール	1	台
33	95-036480	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	三日月スツール	1	台
34	95-036481	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	三日月スツール	1	台
35	95-036482	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	三日月スツール	1	台
36	95-036483	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	三日月スツール	1	台
37	95-036484	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	オカムラ	三日月スツール	1	台
38	95-036506	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	オカムラ	人工樹木 大	1	本
39	95-036518	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	オカムラ	人工樹木 大	1	本
40	95-036519	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	オカムラ	電子ホワイトボード	1	台
41	95-036548	鍵盤楽器	鍵盤楽器	ヤマハ	ピアノ 椅子 カバー 台車含む	1	台
42	95-036579	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	ホウトク	鍵付傘立て	1	台
43	95-036580	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	ホウトク	鍵付傘立て	1	台
44	95-036587	下駄箱	下駄箱	内田洋行	900 * 380 * 1790	1	台
45	95-036588	下駄箱	下駄箱	内田洋行	900 * 380 * 1790	1	台
46	95-036589	下駄箱	下駄箱	内田洋行	900 * 380 * 1790	1	台
47	95-036590	下駄箱	下駄箱	内田洋行	900 * 380 * 1790	1	台
48	95-036648	トレーニング用器具	トレーニング用具	セノー	ストレッチマット	1	枚
49	95-036649	トレーニング用器具	トレーニング用具	セノー	ストレッチマット	1	枚
50	95-036650	トレーニング用器具	トレーニング用具	セノー	ストレッチマット	1	枚
51	95-036651	トレーニング用器具	トレーニング用具	セノー	ストレッチマット	1	枚
52	95-036653	トレーニング用器具	トレーニング用具	セノー	フラットベンチ	1	台
53	95-036753	室外競技用器具	その他の室外競技用器具	セノー	テント	1	台
54	95-036754	室外競技用器具	その他の室外競技用器具	セノー	テント	1	台
55	95-036758	その他の収納保管庫/収納保管庫	その他の収納保管庫	ウチダ	折りたたみ椅子用台車	1	台
56	95-036759	その他の収納保管庫/収納保管庫	その他の収納保管庫	ウチダ	折りたたみ椅子用台車	1	台
57	95-036770	テーブル/テーブル	サイドテーブル	オカムラ	450 * 730 * 500	1	台

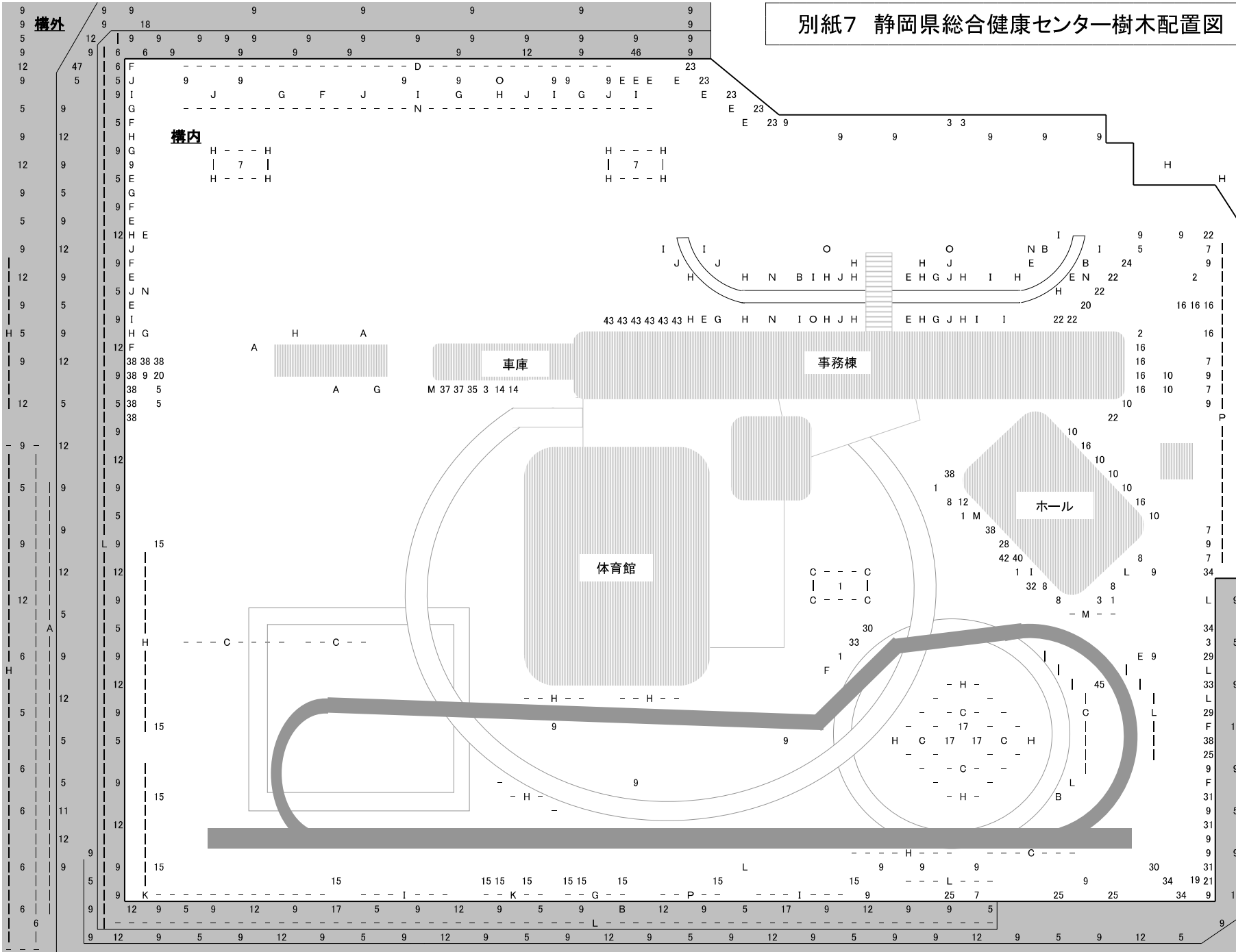
No	物品番号	品名・規格等				対象数量	
		品名コード名称	品名名称	メーカー名称	規格名称	数量	单位名称
58	95-036771	テーブル/テーブル	センターテーブル	オカムラ	1250*600*450	1	台
59	95-036772	テーブル/テーブル	センターテーブル	オカムラ	1250*600*450	1	台
60	95-036773	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	1800*820*710	1	脚
61	95-036774	肘掛椅子/肘掛椅子	肘掛椅子	オカムラ	680*820*710	1	脚
62	95-036775	肘掛椅子/肘掛椅子	肘掛椅子	オカムラ	680*820*710	1	脚
63	95-036776	肘掛椅子/肘掛椅子	肘掛椅子	オカムラ	680*820*710	1	脚
64	95-036777	肘掛椅子/肘掛椅子	肘掛椅子	オカムラ	680*820*710	1	脚
65	95-036778	肘掛椅子/肘掛椅子	肘掛椅子	オカムラ	680*820*710	1	脚
66	95-036779	肘掛椅子/肘掛椅子	肘掛椅子	オカムラ	680*820*710	1	脚
67	95-036865	バレー用器具	バレー用器具	セノー	バレーテニス兼用支柱	1	本
68	95-036866	バレー用器具	バレー用器具	セノー	バレーテニス兼用支柱	1	本
69	95-036867	バレー用器具	バレー用器具	セノー	ソフトバレー支柱	1	本
70	95-036868	バレー用器具	バレー用器具	セノー	ソフトバレー支柱	1	本
71	95-036869	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	セノー	支柱カバー	1	台
72	95-036870	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	セノー	支柱カバー	1	台
73	95-036871	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	セノー	ポールカバー整理台	1	台
74	95-036897	血圧計	血圧計	日本コーリン	全自動血圧計 健太郎	1	台
75	95-036942	回転椅子	回転椅子	ホウトク	革張り 肘付 ローバック	1	脚
76	95-036943	回転椅子	回転椅子	ホウトク	革張り 肘付 ローバック	1	脚
77	95-037163	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	静岡県中央受注家具協同組合	木製衝立	1	枚
78	95-037164	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	静岡県中央受注家具協同組合	木製衝立	1	枚
79	95-037271	公印	公印	立石印舗	センター所印	1	個
80	95-037272	公印	公印	立石印舗	センター所長印	1	個
81	95-039470	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	オカムラ	アンブレラップ ボックス	1	台
82	95-039646	書類収納庫/書類収納庫	書類収納庫	ウチダ	窓下収納庫	1	台
83	95-039657	戸棚/戸棚	窓下収納家具	内田洋行	W5120	1	式
84	95-039658	戸棚/戸棚	窓下収納家具	内田洋行	W4770	1	式
85	95-039659	戸棚/戸棚	窓下収納家具	内田洋行	W4500	1	式
86	95-039660	戸棚/戸棚	窓下収納家具	内田洋行	W2400	1	式
87	95-039661	戸棚/戸棚	窓下収納家具	内田洋行	W7900	1	式
88	95-039709	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	オカムラ	アンブレラップ	1	台
89	95-039872	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	カワイ	審判台	1	台
90	95-039873	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	カワイ	審判台	1	台
91	95-039876	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	カワイ	得点板	1	台
92	95-039877	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	カワイ	得点板	1	台
93	95-039882	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	カワイ	卓球台	1	台
94	95-039883	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	カワイ	卓球台	1	台
95	95-039884	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	カワイ	卓球台	1	台
96	95-039885	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	カワイ	卓球台	1	台
97	95-041227	台	台	コクヨ	テレビ台	1	台
98	95-041456	テーブル/テーブル	テーブル	コクヨ	会議テーブル	1	台
99	95-041457	テーブル/テーブル	テーブル	コクヨ	会議テーブル	1	台
100	95-041458	テーブル/テーブル	テーブル	コクヨ	会議テーブル	1	台
101	95-041568	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
102	95-041569	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
103	95-041570	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
104	95-041571	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
105	95-041572	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
106	95-041573	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
107	95-041574	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
108	95-041575	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
109	95-041576	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
110	95-041577	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
111	95-041578	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
112	95-041579	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
113	95-041580	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
114	95-041581	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台
115	95-041582	テーブル/テーブル	折りたたみ会議テーブル	コクヨ	1800*600*700幕板付	1	台

No	物品番号	品名・規格等				対象数量	
		品名コード名称	品名名称	メーカー名称	規格名称	数量	単位名称
174	95-041789	台	花台	コクヨ	550 * 550 * 750	1	台
175	95-041790	台	司会者台	コクヨ	650 * 480 * 1033	1	台
176	95-046316	冷蔵(凍)庫	冷蔵(凍)庫	ナショナル	3ドア 250l	1	台
177	95-046364	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	ナショナル	ホームランドリー	1	台
178	95-046454	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	イトーキ	ミーティング椅子	1	脚
179	95-046458	その他の椅子/その他の椅子	その他の椅子	イトーキ	ミーティング椅子	1	脚
180	95-046642	テーブル/テーブル	テーブル	イトーキ	長方形テーブル	1	台
181	95-046738	その他の机/その他の机	その他の机	イトーキ	ライトニングデスク	1	台
182	95-046973	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	イトーキ	マガジンラック	1	台
183	95-047282	長椅子/長椅子	長椅子	イトーキ	ベンチ	1	台
184	95-047283	長椅子/長椅子	長椅子	イトーキ	ベンチ	1	台
185	95-047284	長椅子/長椅子	長椅子	イトーキ	ベンチ	1	台
186	95-047354	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	三精輸送機	引割綴帳	1	式
187	95-048270	テーブル/テーブル	テーブル	イトーキ	サイドテーブル	1	台
188	95-048303	その他の庁用器具/その他の事務器具	その他の事務用器具	プラス	シュレッター	1	台
189	95-048337	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	イトーキ	インフォメーションボード	1	台
190	95-048338	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	イトーキ	インフォメーションボード	1	台
191	95-048804	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	木製屋外ベンチ	1	台
192	95-048805	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	木製屋外ベンチ	1	台
193	95-048806	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	木製屋外ベンチ	1	台
194	95-048807	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	木製屋外ベンチ	1	台
195	95-048808	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	木製屋外ベンチ	1	台
196	95-048809	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	木製屋外ベンチ	1	台
197	95-048810	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	木製屋外ベンチ	1	台
198	95-048811	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	木製屋外ベンチ	1	台
199	95-048812	長椅子/長椅子	長椅子	オカムラ	木製屋外ベンチ	1	台
200	95-048823	台	台	イトーキ	電話台	1	台
201	95-050955	その他の収納保管庫/収納保管庫	コインロッカー	アルファ	840 * 455 * 1790	1	台
202	95-050956	その他の収納保管庫/収納保管庫	コインロッカー	アルファ	840 * 455 * 1790	1	台
203	95-050957	その他の収納保管庫/収納保管庫	コインロッカー	アルファ	840 * 455 * 1790	1	台
204	95-050958	その他の収納保管庫/収納保管庫	コインロッカー	アルファ	840 * 455 * 1790	1	台
205	95-050959	その他の収納保管庫/収納保管庫	コインロッカー	アルファ	840 * 455 * 1790	1	台
206	95-050960	その他の収納保管庫/収納保管庫	コインロッカー	アルファ	840 * 455 * 1790	1	台
207	95-050961	その他の収納保管庫/収納保管庫	コインロッカー	アルファ	840 * 455 * 1790	1	台
208	95-050962	その他の収納保管庫/収納保管庫	コインロッカー	アルファ	840 * 455 * 1790	1	台
209	95-050963	その他の収納保管庫/収納保管庫	コインロッカー	アルファ	840 * 455 * 1790	1	台
210	95-051457	テーブル/テーブル	会議テーブル	イトーキ	1800 * 900 * 680	1	台
211	95-051458	テーブル/テーブル	会議テーブル	イトーキ	1800 * 900 * 680	1	台
212	95-051459	テーブル/テーブル	会議テーブル	イトーキ	1800 * 900 * 680	1	台
213	95-051577	カウンター	カウンター	イトーキ	ローカウンター、ワゴン共	1	式
214	95-051578	カウンター	カウンター	イトーキ	ローカウンター、ワゴン共	1	式
215	95-051593	テーブル/テーブル	テーブル	イトーキ	1500 * 750 * 680	1	台
216	95-051664	戸棚/戸棚	ロッカー	イトーキ	3人用	1	台
217	95-051665	戸棚/戸棚	ロッカー	イトーキ	3人用	1	台
218	95-051666	戸棚/戸棚	ロッカー	イトーキ	3人用	1	台
219	95-051667	戸棚/戸棚	ロッカー	イトーキ	3人用	1	台
220	95-051786	平机	平机	イトーキ	1600 * 700 * 700	1	台
221	95-051879	片そで机	片そで机	イトーキ	1200 * 800 * 720	1	台
222	95-051880	片そで机	片そで机	イトーキ	1200 * 800 * 720	1	台
223	95-051881	台	サービス台	イトーキ	600 * 400 * 665	1	台
224	95-051882	台	サービス台	イトーキ	600 * 400 * 665	1	台
225	95-051902	戸棚/戸棚	ロッカー	イトーキ	3人用900 * 450 * 1038	1	台
226	95-054219	書類収納庫/その他書類収納庫	壁面収納家具	イトーキ	W5850 金庫、トレイ込み	1	式
227	95-054220	書類収納庫/その他書類収納庫	壁面収納家具	イトーキ	W1800	1	式
228	95-054221	書類収納庫/その他書類収納庫	壁面収納家具	イトーキ	W1800	1	式
229	95-054222	書類収納庫/その他書類収納庫	壁面収納家具	イトーキ	W900	1	式
230	95-054228	回転椅子	回転椅子	イトーキ	肘付 布張り	1	脚
231	95-054229	回転椅子	回転椅子	イトーキ	肘付 布張り	1	脚

No	物品番号	品名・規格等			対象数量		
		品名コード名称	品名名称	メーカー名称	規格名称	数量	单位名称
232	95-054235	回転椅子	回転椅子	イトーキ	肘付 布張り	1	脚
233	95-054238	回転椅子	回転椅子	イトーキ	肘付 布張り	1	脚
234	95-054241	回転椅子	回転椅子	イトーキ	肘付 布張り	1	脚
235	95-054242	回転椅子	回転椅子	イトーキ	肘付 布張り	1	脚
236	95-054246	回転椅子	回転椅子	イトーキ	肘付 布張り	1	脚
237	95-054248	回転椅子	回転椅子	イトーキ	肘付 布張り	1	脚
238	95-054340	平机	平机	イトーキ	1400 * 700 * 700	1	台
239	95-054349	平机	平机	イトーキ	1400 * 700 * 700	1	台
240	95-055119	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	コクヨ	月間予定表	1	台
241	95-056039	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	コクヨ	黒板	1	枚
242	97-008251	室内競技用器具	その他の室内競技用器具	カワイ	中央片開きチェーン操作防	1	台
243	97-008254	その他の庁用器具/その他の庁用器具	その他の庁用器具	イトーキ	インフォメーションボード	1	台
244	99-025870	トレーニング用器具	トレーニング用具	セノー株式会社	スーパーダンベル	1	式
245	99-025871	トレーニング用器具	トレーニング用具	セノー株式会社	スーパーダンベル	1	式
246	01-014548	パーソナルコンピュータ周辺機器/パーソナルコンピュータ周辺機器	パーソナルコンピュータ周辺機器	日本電気株式会社	サーバー	1	台
247	04-004880	トレーニング用器具	スプリント訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	スプリント訓練機	1	台
248	04-004881	トレーニング用器具	スプリント訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	スプリント訓練機	1	台
249	04-004882	トレーニング用器具	スプリント訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	スプリント訓練機	1	台
250	04-004884	トレーニング用器具	牽引付スプリント訓練機	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	牽引付スプリント訓練機	1	台
251	04-004885	トレーニング用器具	牽引付スプリント訓練機	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	牽引付スプリント訓練機	1	台
252	04-004887	トレーニング用器具	車軸移動式スプリント力自転車	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	車軸移動式スプリント力自転車	1	台
253	04-004888	トレーニング用器具	車軸移動式スプリント力自転車	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	車軸移動式スプリント力自転車	1	台
254	04-004889	トレーニング用器具	車軸移動式スプリント力自転車	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	車軸移動式スプリント力自転車	1	台
255	04-004890	トレーニング用器具	車軸移動式スプリント力自転車	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	車軸移動式スプリント力自転車	1	台
256	04-004891	トレーニング用器具	車軸移動式スプリント力自転車	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	車軸移動式スプリント力自転車	1	台
257	04-004892	トレーニング用器具	ベッド移動式大腰筋訓練機	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	ベッド移動式大腰筋訓練機	1	台
258	04-004893	トレーニング用器具	高速トレッドミル	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	高速トレッドミル	1	台
259	04-004894	トレーニング用器具	高速トレッドミル	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	高速トレッドミル	1	台
260	04-004895	トレーニング用器具	高速トレッドミル	ジェイ・ピー・ジャパン研究所	高速トレッドミル	1	台
261	04-018104	身体測定用機器	身体測定用機器	株式会社ワイエスディーアイ	ワイヤレス光電管システム	1	式
262	05-000889	トレーニング用器具	立位動作型体深筋訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	立位動作型体深筋訓練機	1	台
263	05-000890	トレーニング用器具	スイング型体幹ひねり訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	スイング型体幹ひねり訓練機	1	台
264	05-000891	トレーニング用器具	船漕ぎ訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	船漕ぎ訓練機	1	台
265	05-000892	トレーニング用器具	船漕ぎ訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	船漕ぎ訓練機	1	台
266	05-000893	トレーニング用器具	船漕ぎ訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	船漕ぎ訓練機	1	台
267	05-000894	トレーニング用器具	船漕ぎ訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	船漕ぎ訓練機	1	台
268	05-000895	トレーニング用器具	アニマルウォーク訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	アニマルウォーク訓練機	1	台
269	05-000896	トレーニング用器具	アニマルウォーク訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	アニマルウォーク訓練機	1	台
270	05-000897	トレーニング用器具	アニマルウォーク訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	アニマルウォーク訓練機	1	台
271	05-000898	トレーニング用器具	アニマルウォーク訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	アニマルウォーク訓練機	1	台
272	05-000899	トレーニング用器具	アニマルウォーク訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	アニマルウォーク訓練機	1	台
273	05-000900	トレーニング用器具	ベッド移動式体幹筋訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	ベッド移動式体幹筋訓練機	1	台
274	05-000901	トレーニング用器具	ロイングツイスター	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	ロイングツイスター	1	台
275	06-000912	トレーニング用器具	多動式パワーアシスト自転車	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	多動式パワーアシスト自転車	1	台
276	06-000913	トレーニング用器具	多動式パワーアシスト自転車	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	多動式パワーアシスト自転車	1	台
277	06-000914	トレーニング用器具	小型スプリント訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	小型スプリント訓練機	1	台
278	06-000915	トレーニング用器具	小型スプリント訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	小型スプリント訓練機	1	台
279	06-000916	トレーニング用器具	パワーアシスト式船漕ぎ訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	パワーアシスト式船漕ぎ訓練機	1	台
280	06-000917	トレーニング用器具	パワーアシスト式船漕ぎ訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	パワーアシスト式船漕ぎ訓練機	1	台
281	06-000918	トレーニング用器具	球体面式体幹筋力訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	球体面式体幹筋力訓練機	1	台
282	06-007192	パーソナルコンピュータ周辺機器/ディスプレイ	ディスプレイ	ソニー	ブラズマディスプレイ	1	台
283	07-000855	トレーニング用器具	上体動作複合訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	上体動作複合訓練機	1	台
284	07-000856	トレーニング用器具	上体ストレッチ訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	上体ストレッチ訓練機	1	台
285	07-000857	トレーニング用器具	下肢複合訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	下肢複合訓練機	1	台
286	07-000858	トレーニング用器具	スプリント訓練機	ジェイ・ピー・スポーツ研究所	スプリント訓練機	1	台
287	09-000548	その他の庁用器具/その他の庁用器具	ステージ用看板		650 * 6000 アルミフレームアルミ樹脂	1	台
288	09-013438	テレビ	26V型液晶テレビ	日立	26型地上デジタル対応	1	台
289	11-009315	室内競技用器具	室内競技用器具	ショウワスポーツ	AT-6	1	台

No	物品番号	品名・規格等				対象数量	
		品名コード名称	品名名称	メーカー名称	規格名称	数量	单位名称
290	11-009319	その他の情報処理機器/その他の情報処理機器	ドメインコントロール(セキュリティ管理)用サーバ	日本電気株式会社		1	式
291	11-018254	その他の医療衛生機器/その他の医療衛生機器	AEDスタンド	日本光電商関東株式会社静岡支社		1	台
292	12-000425	戸棚/戸棚	サーバラック及びサーバ切替器	エレコム株式会社		1	式
293	12-004177	小型四輪貨物自動車/小型四輪貨物自動車	自動車(バン)	日産自動車株式会社	四輪貨物自動車1,800cc	1	台
294	14-005838	身体測定用機器	身体測定用機器	株式会社バイオスペース		1	台
295	14-005839	身体測定用機器	身体測定用機器	株式会社バイオスペース		1	台
296	19-003940	ノートパソコン	ノートパソコン	Acer	Microsoft Office Home&Business 2019付属	1	台
297	19-003941	ノートパソコン	ノートパソコン	Acer	Microsoft Office Home&Business 2019付属	1	台
298	19-003942	ノートパソコン	ノートパソコン	Acer	Microsoft Office Home&Business 2019付属	1	台
299	20-004819	その他の医療衛生機器/その他の医療衛生機器	その他の医療衛生機器	㈱ファイリッブスエレクトロニクスジャパン	小児切替キー キヤリングケース付き	1	台

別紙7 静岡県総合健康センター樹木配置図



凡例

番号	樹種	数量
1	エゴノキ	6
2	オオデマリ	2
3	カキ	5
4	カバ	0
5	キンモクセイ	39
6	クスノキ	9
7	ケヤキ	8
8	コナラ	5
9	サクラ	132
10	サルズベリ	8
11	シイ(マテバシイ)	1
12	シラカシ	35
13	スダチ	0
14	ハナミズキ	2
15	ハナモモ	13
16	ヒノキ	10
17	ヒメシャラ	5
18	マツ	1
19	マユミ	1
20	ムクゲ	2
21	ヤツデ	1
22	ヤマボウシ	6
23	ヤマモモ	5
24	ユズリハ	1
25	ロウバイ	4
A	レッドロビン	64
B	アセビ	23
C	カンツバキ	242
D	キョウチクトウ	156
E	グミ	280
F	シャリンバイ	110
G	ツゲ	225
H	ツツジ	2404
I	ニシキギ	576
J	ハクチョウゲ	287
K	ハギ	44
L	ユキヤナギ	68
M	アジサイ	28
28	イボタノキ	1
29	イロハモミジ	2
30	ウツギ	2
31	カリン	3
32	キブシ	1
33	クチナシ	2
34	クスギ	4
35	コデマリ	1
N	ササ	-
37	ジンチョウゲ	2
38	ツバキ	10
O	ナンテン	40
40	バラ	1
P	ヒバ	258
42	ヒメリンゴ	1
43	ビワ	6
44	マテバシイ	0
45	ミカン	1
46	モチ	1
47	ヤナギ	1

注) 表は、構内と構外を集合したもの。
アルファベットは群生。

機器表 (空調設備)

記号	機器名称	機器仕様	数量	
PAC-1	空冷ヒートポンプエアコン	天井埋込カセット形 (ラウンドフロータイプ) 3台同時運転タイプ 冷房能力 20.0 (10.1~22.4) kw 暖房能力 22.4 (10.1~28.0) kw 電源 3φ200V 消費電力 (冷房) 6.34Kw (暖房) 5.60Kw 圧縮機出力 4.61KW 冷媒配管 屋内: φ9.5, φ15.9 屋外: φ9.5, φ25.4 APF: 3.5以上 化粧パネル ワイヤードリモコン アクティブフィルター 既製コンクリート架台 転倒防止金物 付属品一式	1	2階食品検査室
PAC-2	空冷ヒートポンプエアコン	床置き形 冷房能力 20.0 (10.1~22.4) kw 暖房能力 22.4 (10.1~28.0) kw 電源 3φ200V 消費電力 (冷房) 8.30Kw (暖房) 7.02Kw 圧縮機出力 4.61KW 冷媒配管 φ9.5, φ25.4 APF: 3.5以上 木製架台 ワイヤードリモコン アクティブフィルター 既製コンクリート架台 内外機転倒防止金物 付属品一式	2	3階仮執務室
PAC-3	空冷ヒートポンプエアコン	天井埋込カセット形 (ラウンドフロータイプ) 2台同時運転タイプ 冷房能力 12.5 (5.7~14.0) kw 暖房能力 14.0 (6.3~18.0) kw 電源 3φ200V 消費電力 (冷房) 3.38Kw (暖房) 3.28Kw 圧縮機出力 2.45KW 冷媒配管 φ9.5, φ15.9 APF: 5.8以上 化粧パネル ワイヤードリモコン 既製コンクリート架台 転倒防止金物 付属品一式	3	2階感染症検査室 3階感染症情報センター
PAC-4	空冷ヒートポンプエアコン	床置き形 冷房能力 12.5 (5.7~14.0) kw 暖房能力 14.0 (6.3~18.0) kw 電源 3φ200V 消費電力 (冷房) 4.45Kw (暖房) 4.40Kw 圧縮機出力 2.45KW 冷媒配管: φ9.5, φ15.9 APF: 5.8以上 木製架台 ドレンアップメカ ワイヤードリモコン 既製コンクリート架台 内外機転倒防止金物 付属品一式	12	体育館アリーナ
PAC-5	空冷ヒートポンプエアコン	天井埋込カセット形 (ラウンドフロータイプ) 冷房能力 5.6 (1.4~6.3) kw 暖房能力 6.3 (1.6~8.0) kw 電源 3φ200V 消費電力 (冷房) 1.44Kw (暖房) 1.45Kw 圧縮機出力 1.18KW 冷媒配管: φ6.4, φ12.7 APF: 6.0以上 化粧パネル ワイヤードリモコン 既製コンクリート架台 転倒防止金物 付属品一式	1	2階細菌検査課執務室
PAC-6	空冷ヒートポンプエアコン	天井埋込カセット形 (ラウンドフロータイプ) 冷房能力 3.6 (0.9~4.0) kw 暖房能力 4.0 (1.0~5.3) kw 電源 3φ200V 消費電力 (冷房) 0.805Kw (暖房) 0.811Kw 圧縮機出力 0.65KW 冷媒配管: φ6.4, φ12.7 APF: 6.3以上 化粧パネル ワイヤードリモコン 既製コンクリート架台 防振ゴムパット 転倒防止金物 付属品一式	1	2階遺伝子PCR実施室
PAC-7	空冷ヒートポンプエアコン	天井埋込カセット形 (シングルフロータイプ) 冷房能力 3.6 (1.7~4.0) kw 暖房能力 4.0 (1.8~5.3) kw 電源 3φ200V 消費電力 (冷房) 0.944Kw (暖房) 1.06Kw 圧縮機出力 0.65KW 冷媒配管 φ6.4, φ12.7 APF: 6.3以上 化粧パネル ワイヤードリモコン 既製コンクリート架台 防振ゴムパット 転倒防止金物 付属品一式	5	2階血清検査室・遺伝子泳動室 (感染症) 滅菌室・遺伝子試薬準備室 (食品) 滅菌室
PAC-8	ルームエアコン	壁掛けタイプ 冷房能力 2.2 (0.6~2.8) kw 暖房能力 2.2 (0.7~3.9) kw 電源 1φ200V 消費電力 (冷房) 570 (125~820) W (暖房) 470 (130~1210) W 冷媒配管 (液管) φ6.4 (ガス管) φ9.5 APF: 5.8以上 ワイヤレスリモコン 既製コンクリート架台 転倒防止金物 付属品一式	1	2階検体受付室
FCU-1	ファンコイルユニット	天井埋込カセット形 (ラウンドフロータイプ) 全熱冷房能力 8.26kw 顕熱冷房能力 6.77kw 暖房能力 15.58kw 冷水 入口/出口水温 7℃/12℃ 冷水量 23.7L/min 温水入口温度 60℃ 温水量 23.7L/min 化粧パネル 電動2方弁 標準リモコン 付属品一式	8	1階事務室・研修室 2階会議室2・3
	集中リモコン	個別/一括 ON/OFF 温度・風量調整コントロール (最大64グループ 128台)	2	1階事務室 2階細菌検査課執務室

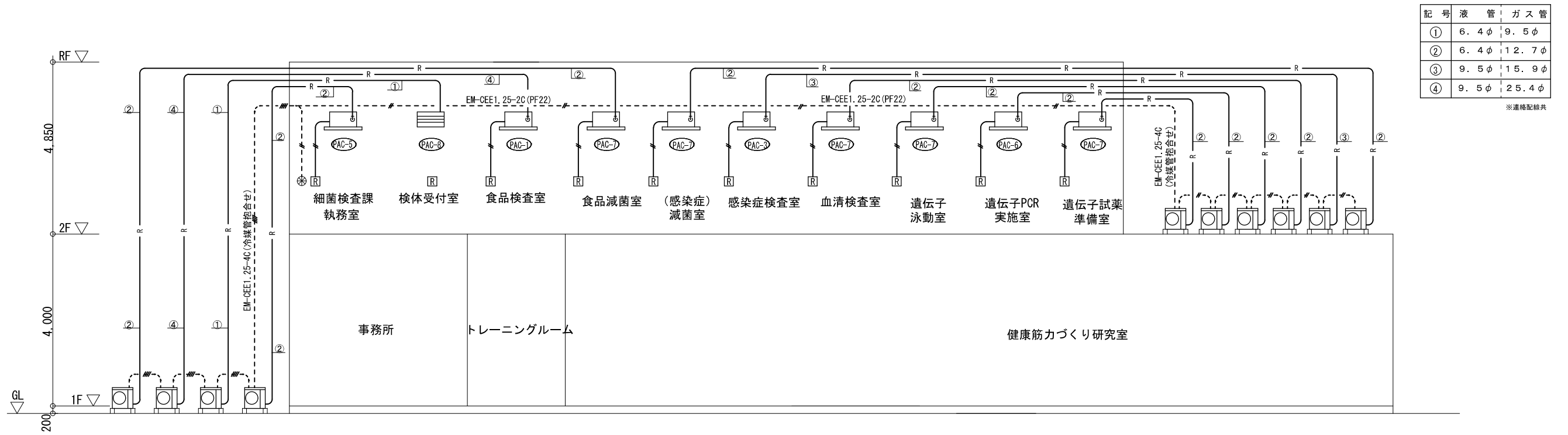
※屋外スラブに設置する屋外機基礎は、十分な防振対策をとること。
※2015年度省エネルギー法基準値適合品 (EHP) とする。

		静岡県熱海市中央町4-19 一級建築士事務所 (静岡県知事) 登録第(12)1292号		総合健康センター改修工事 (機械設備)				No M-21			
		 有限会社 若林建築設計事務所 一級建築士 登録第261276号 若林直 〒413-0015 4-19 Chuo-cho Atami Wakabayashi Arch' Office Tel 0557-82-3147 Fax 0557-81-0220		空調設備 機器表		Date	Plan	Draw	Check		
				2022		 山梨					
				12/21							
				Scale							

機器表 (換気設備)

記号	機器名称	機器仕様	数量	設置室名
HEX-1	全熱交換器	天井埋込形 温度交換率 76% エンタルピー交換率 (冷/暖) 67.5/79.5% 消音BOX付吸込・吹出口共 処理能力 150φ×350m ³ /h×230Pa×210W-1φ200V マイコンタイプリモコン (24時間換気対応) 他附属品一式	1	3階感染症情報センター
HEX-3	全熱交換器	天井埋込形 温度交換率 78.5% エンタルピー交換率 (冷/暖) 70/80% 消音BOX付吸込・吹出口共 処理能力 150φ×280m ³ /h×70Pa×132W-1φ200V マイコンタイプリモコン (24時間換気対応) 他附属品一式	2	2階食品検査室
EF-1	天井扇	金属製タイプ 150φ×300m ³ /h×60Pa×44W-1φ100V	1	2階食品検査室
EF-2	天井扇	金属製タイプ 150φ×330m ³ /h×60Pa×44W-1φ100V	1	2階感染症検査室
EF-3	天井扇	インテリア格子タイプ 100φ×150m ³ /h×50Pa×20.0W-1φ100V	3	2階細菌検査課執務室・検体保管室・前室
EF-4	天井扇	インテリア格子タイプ 100φ×120m ³ /h×70Pa×20.0W-1φ100V	4	2階(食品)減菌室・血清検査室 ・遺伝子泳動室・遺伝子PCR実施室
EF-5	天井扇	低騒音タイプ 100φ×100m ³ /h×40Pa×13W-1φ100V	1	2階消耗品保管庫
EF-6	天井扇	インテリア格子タイプ 100φ×75m ³ /h×60Pa×13W-1φ100V	2	2階検体受付室・(感染症)減菌室
EF-7	天井扇	金属製タイプ 150φ×180m ³ /h×80Pa×32W-1φ100V	2	2階(食品)減菌室・(感染症)減菌室
EF-8	ストレートシロッコファン	天井埋込タイプ 150φ×350m ³ /h×80Pa×57.5W-1φ100V	1	1階女子更衣室2
EF-9	ストレートシロッコファン	天井埋込厨房タイプ 200φ×480m ³ /h×100Pa×90W-1φ100V	1	2階感染症検査室
EF-10	有圧換気扇	オールステンレスタイプ 500φ×4000m ³ /h×70Pa×200W-3φ200V 電動式シャッター ウェザーカバー 防護ガード 他附属品一式	2	体育館アリーナ
SF-1	有圧換気扇	給気タイプ オールステンレスタイプ 500φ×4000m ³ /h×50Pa×223W-3φ200V 電動式シャッター ウェザーカバー 防護ガード 他附属品一式	2	体育館アリーナ
AT-1	エア搬送ファン	速度調節天吊り型 速度調節機能付 風量1970/1450/1020m ³ /H OL×150×250 118W-1φ100V 速度調節スイッチ他附属品一式	12	体育館アリーナ

		静岡県熱海市中央町4-19 一級建築士事務所 (静岡県知事) 登録第(12)1292号  有限会社 若林建築設計事務所 一級建築士 登録第261276号 若林 直 〒413-0015 4-19 Chuo-Cho Atami Wakabayashi Arch' Office Tel.10557-82-3147 Fax.0557-81-0220		総合健康センター改修工事 (機械設備) 換気設備 機器表				No. M-22			
				Date 2022 12/21		Plan 		Draw 山梨		Check	
				Scale / /							

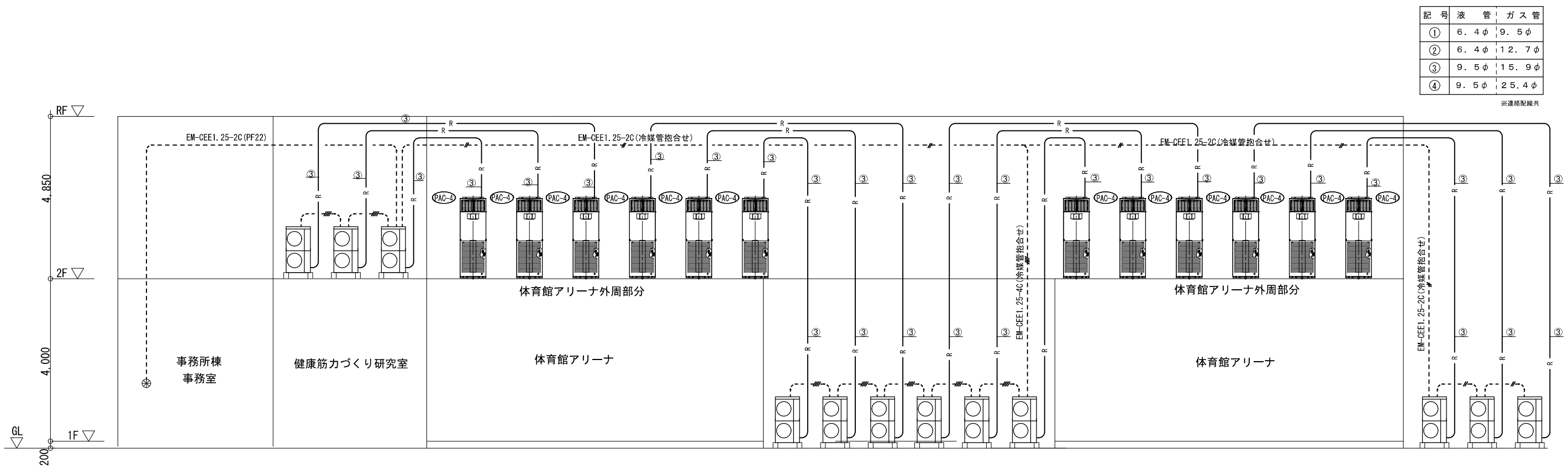


記号	液管	ガス管
①	6.4φ	9.5φ
②	6.4φ	12.7φ
③	9.5φ	15.9φ
④	9.5φ	25.4φ

※連絡配線共

感染症センター空調系統図

□ …… 個別リモコン
 ⊗ …… 集中リモコン



記号	液管	ガス管
①	6.4φ	9.5φ
②	6.4φ	12.7φ
③	9.5φ	15.9φ
④	9.5φ	25.4φ

※連絡配線共

体育館アリーナ空調系統図

□ …… 個別リモコン
 ⊗ …… 集中リモコン

静岡県熱海市中央町4-19 一級建築士事務所 (静岡県知事) 登録第(12)1292号 有限会社 若林建築設計事務所 〒413-0015 4-19 Chuo-Cho Atami Wakabayashi Arch' Office Te10557-82-3147 Fax0557-81-0220		総合健康センター改修工事 (機械設備) 空調設備 系統図				N O M - 2 3			
		Date 2022 12 21		Plan 		Draw 山梨		Check	
		Scale / /							

別紙9 発電機仕様

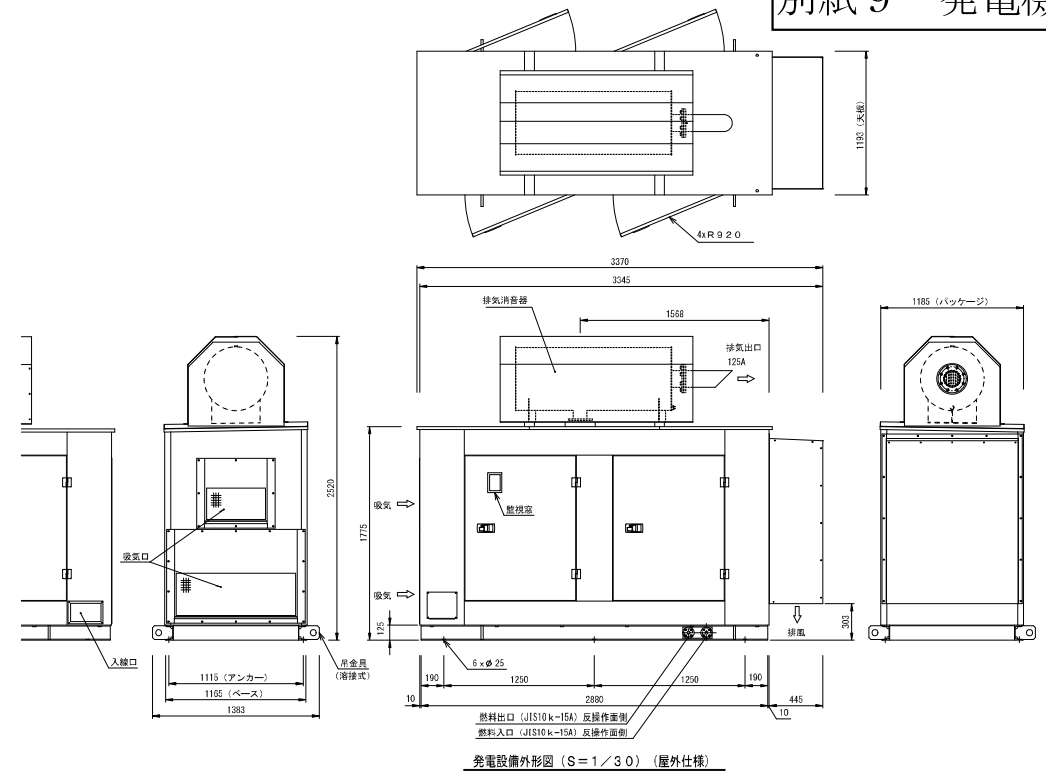
要目表

機種名称		即時長時間形	
発電機	形式	横軸回転界磁励磁同期発電機	エンジン
	容量	負荷計算による	形式
	電圧	200V	冷却方式
	電流	37.6A	定格出力
	周波数	50Hz	回転速度
	回転速度	1500min ⁻¹	総排気量
	相数	3相3線	冷却方式
	極数	4極	冷却水量
	力率	80% (遅れ)	冷却方式
	励磁方式	ブラシレス	セルモータ容量
耐熱クラス	H	セルモータ容量	DC24V-6.0kW
保護方式	IP20 (開放保護形)	使用燃料	種類
冷却方式	IC01 (自主送風形)	燃料	種類
充電方式	半導体式自動充電	搭載タンク容量	別置きタンク
キュービクル	騒音値 ※1	燃料消費量	2.6 L/h
	塗装色	潤滑油量 (全量有効)	1.5, 5-3, 5L
		ラジエータファン排風量	2.45/2.90m ³ /min
始動時間	10秒以内	バッテリー	種類
乾燥質量	約2660kg	容量	DC24V 40AH
総質量	約2780kg	認定	(一社) 日本内務省電気設備協会

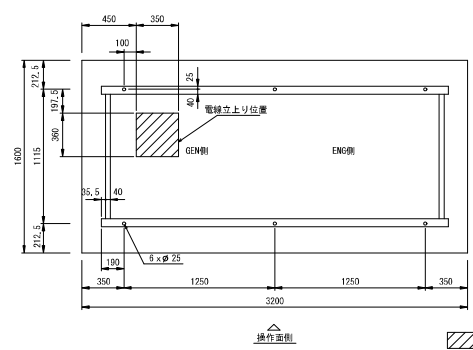
※1 4方向エネルギー平均 (機別1m、高さ1.2m 半自由音場下による)
 ※2 ローサルファーA重油 (硫黄分<0.5% (質量)) とし、その他の燃料性状は種内規格 (LES R 3004) による

保護装置一覧表

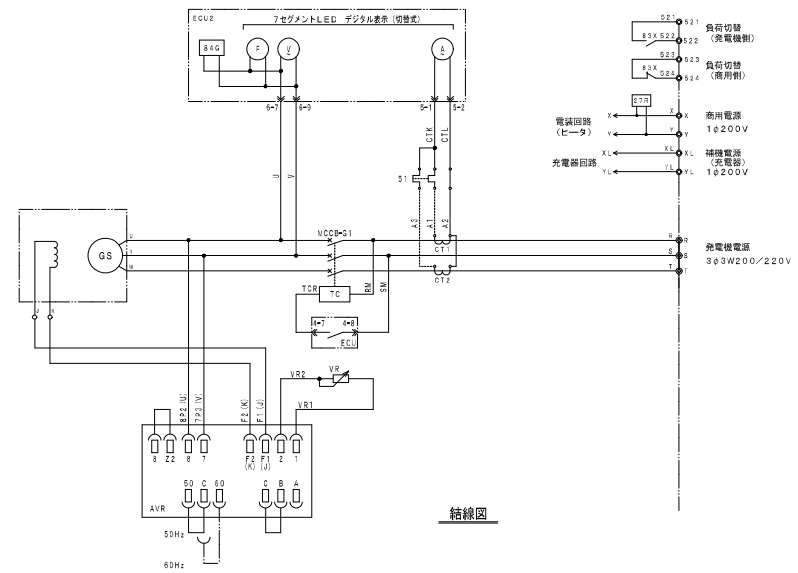
項目	デバイス	警報表示灯	警報	機内自動停止	主回路遮断	外部信号
緊急停止	5E	○	○	○	○	○ (一消)
始動異常	48T	○	○	○	○	
過回転	12	○	○	○	○	
過電流	51	○	○	×	○	
潤滑油圧低下	83G	○	○	○	○	
冷却水温度上昇	26W	○	○	○	○	
燃料油面低下	33QL	○	○	×	×	



発電設備外形図 (S=1/30) (屋外仕様)



基礎及び電線立上り位置図 (S=1/30)

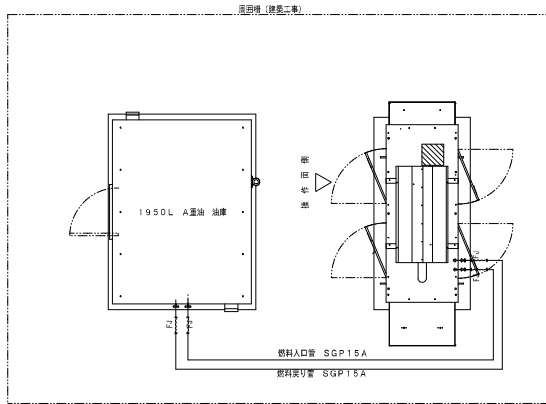


結線図

静岡興発海中央 4-1-9 一級建築士事務所 (静岡興知事) 登録第(12)1292号
 若林建築設計事務所
 一級建築士 登録第261276号 若林 直
 〒413-0015 4-19 Chuo-Cho Atami Wakabayashi Arch' Office T+10557-82-3147 F+0557-81-0220

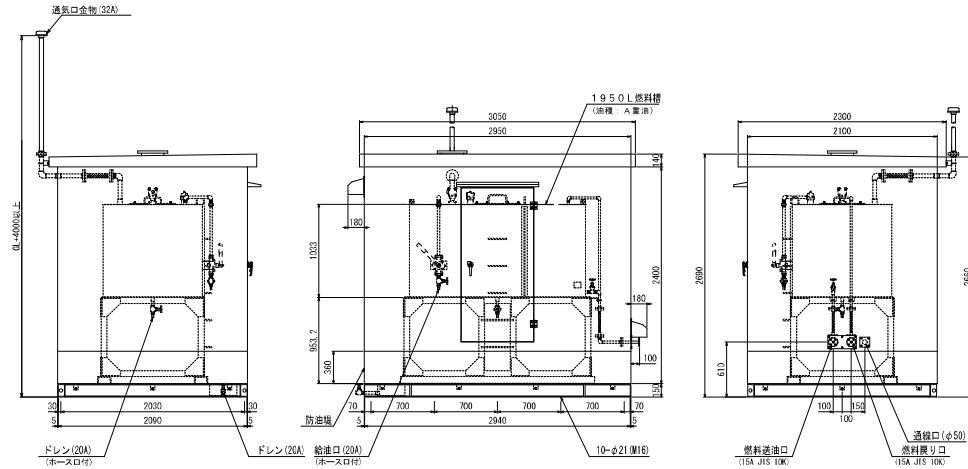
令和4年度[第34-Z2143-01号]総合健康センター改修工事(電気設備)
 発電機仕様書 1
 Date 2022
 Plan 12/21
 Draw 21
 Check

No E-013



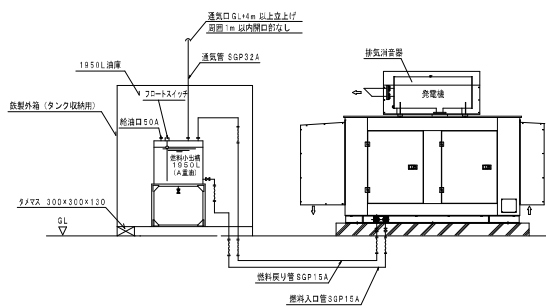
発電設備及び燃料油庫配管平面図

S=1:60



フロートスイッチ設定

フロートスイッチ点検孔



発電設備及び燃料油庫配管系統図

油庫外形図

S=1:40

発電機支持アンカーはJアンカーとする
(樹脂系アンカーは不可)
基礎は建築工事とする

燃料タンク容量計算書

全容量
 $(1950-9) \times (1100-9) \times (1035-10.5) \times 10^{-6}$
 $= 1941 \times 1091 \times 1022.5 \times 10^{-6} = 2165.28 \text{ L}$
 空間容量
 $2165.28 - 1950 = 215.28 \text{ L}$
 空間容量比
 $215.28 \div 2165.28 \times 100 = 9.94\%$
 結論
 規定(5%以上、10%以下)を満足する故、本容量にて可とする。

防油壇容量計算書

計算
 $(2950-6.4) \times (2100-6.4) \times (260-2.2) \times 10^{-6}$
 $= 2943.6 \times 2093.6 \times 257.8 \times 10^{-6} = 2198.9 \text{ L}$
 結論
 タンク容量110%(1950L \times 1.1=2145 L)以上故、
 本容量にて充分である。

材料一覧表

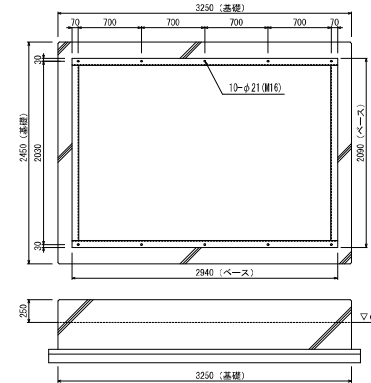
タンク本体	底板	SS400 (16.0) JIS G 3101 一般構造用圧延鋼板
	側板	SS400 (14.5) JIS G 3101 一般構造用圧延鋼板
	天板	SS400 (14.5) JIS G 3101 一般構造用圧延鋼板
タンク用架台	架台	SS400 JIS G 3192 熱間圧延形鋼
油庫	本体	SPHC-F (12.3) JIS G 3131 熱間圧延鋼板
	防油壇	SPHC-F (12.3) JIS G 3131 熱間圧延鋼板
	ベース	SS400 JIS G 3192 熱間圧延形鋼
配管	パイプ	SDP JIS G 3452 配管用炭素鋼管

塗 装

床面塗装
 サンドペーパー等に目荒し後、充分に脱脂をする。
 下塗り
 カンベ級付プラサクTUNEホワイト。(膜厚20μ以上)
 中塗り
 アミラック3000メラン焼付。(膜厚20μ以上)
 上塗り
 クレタン樹脂系塗料。(膜厚20μ以上)
 塗装色
 マンセル、5Y7/1 (全ツヤ) とする。
 ※ベースのみ溶融亜鉛メッキを施し、塗装はしない。

概算重量: 約2310kg (乾燥)
 油 種: A重油

アンカーピッチ・基礎図



様式-1 <最大最終>

自家発電設備出力計算書

令和4年度 総合健康センター改修工事（電気設備）（防災負荷）

特性等		自家発電設備				
(1) 対象負荷機器	様式-2 のとおり	(1) 種類	屋外用キューピクル式即時長時間形			
(2) 発電機 特性	KG3 = 1.500 KG4 = 0.150 xd g = 0.250 ΔE = 0.250 fg = 0.807	(2) 発電機出力	定格出力	負荷計算書による	極 数	4 極
(3) 原動機 特性	ε = 1.000 γ = 1.100 a = 0.250	(3) 原動機出力	原動機の種別	ディーゼル機関（長時間形）	定格周波数	50 Hz
(4) 負荷機器	**0 = 1.000 **d = 1.000	(4) 整合比	定格出力	負荷計算書による	定格回転速度	1,500 min ⁻¹
			使用燃料	A重油	定格回転速度	1,500 min ⁻¹

**1.000未満の場合は、消防設備用出力算定には使用できません。

様式-3 <最大最終>

件名：令和4年度 総合健康センター改修工事（電気設備）（防災負荷）

自家発電設備出力計算シート（発電機）

RG1	$= \frac{1}{\eta L} \times D \times Sf \times \frac{1}{\cos \theta g} = \frac{1}{0.869} \times 1,000 \times 1,000 \times \frac{1}{0.807} = 1,439$ $\Delta P = A + B - 2C = 0.00 + 0.00 - 2 \times 0.00 = 0.00$ $u = \frac{(A-C)}{\Delta P} = \frac{(0.00-0.00)}{0.00} = 1,000$ $Sf = \sqrt{1 + \frac{\Delta E}{K} + \left(\frac{\Delta P}{K}\right)^2} \times (1 - 3u + 3u^2)$ $= \sqrt{1 + \frac{0.250}{1.500} + \left(\frac{0.00}{1.500}\right)^2} \times (1 - 3 \times 1.000 + 3 \times 1.000^2) = 1,000$	非常時出力係数	RG1	1,439	
RG2	エレベーター 無（0）	$= \frac{(1-\Delta E)}{\Delta E} \times x d g \times \frac{ks}{2m} \times \frac{M2}{K}$ $= \frac{(1-0.250)}{0.250} \times 0.250 \times \frac{1,000}{0.120} \times \frac{5.50}{7.70} = 4,465$	非常時稼働下出力係数	RG2	4,465
RG3		$= \frac{fv1}{R3} \times \left[\frac{d}{(7b \times \cos \theta b)} \times \left(1 - \frac{M3}{K}\right) + \frac{ks}{2m} \times \frac{M3}{K} \right]$ $= \frac{1,000}{1,500} \times \left[\frac{1,000}{(7 \times 0.843 \times 0.713)} \times \left(1 - \frac{5.50}{7.70}\right) + \frac{1,000}{0.120} \times \frac{5.50}{7.70} \right] = 4,286$	短時間高電流出力係数	RG3	4,286
RG4		$= \frac{1}{K} \times \frac{1}{K2} \times \sqrt{\left(\frac{H-RAF}{\eta} + \left(\frac{\sum \frac{A_i}{\eta_i} \times \cos \theta_i}{\eta} + \sum \frac{B_i}{\eta_i} \times \cos \theta_i \right) - 2 \times \sum \frac{C_i}{\eta_i \times \cos \theta_i} \right)^2} \times (1 - 3u + 3u^2)$ $\times H = Hb \times \sqrt{\left[\sum \left(\frac{R31 \times h31}{\eta1 \times \cos \theta1} \right)^2 + \left[\sum \left(\frac{R31 \times h31}{\eta1 \times \cos \theta1} \right) \times hph \right]^2} \right)}$ $= \frac{1}{7.70} \times \frac{1}{0.150} \times \sqrt{(0.00 - 0.00)^2 + (0.00)^2} \times (1 - 3 \times 1,000 + 3 \times 1,000^2)$ $= 0.900$	非常時高電流出力係数	RG4	0,900
RG	RG < 2 > = 4,465 RG1, RG2, RG3, RG4のうち最大値			RG	4,465
発電機計算出力 G'		G' = RG × K = 4,465 × 7.70 = 34.38 (kVA)		発電機定格出力 G	
				G = 34.4 (kVA)	

備考：G'はGの値の95%以上の値とする。

様式-2 <最大最終>

件名：令和4年度 総合健康センター改修工事（電気設備）（防災負荷）

自家発電設備出力計算シート（負荷表）

番号	グループ	負荷機器名称	消防設備	記号	台数	換算入出力 kW	出力 mi (kW)	始動制御方式	単相負荷 (kW)			分負荷相当出力 M (kW)	M2の選定 <A>	M3の選定 	M'2の選定 <C>	M'3の選定 <D>				
									P-S	S-I	I-R									
1	昇	消火栓ポンプ	F-L	ML1	1	5.50	5.50	L	0.00	0.00	0.00	5.50	45.83	36.68	18.02	16.39				
2	昇	発電機室排風ファン		ML1	1	2.20	2.20	L	0.00	0.00	0.00	2.20	18.33	15.07	9.13	8.50				
算出																				
						負荷出力合計値 K=7.70		0.00 0.00 0.00			選定		<A>の値が最大となる 最大値：A = 0.00 最大値：B = 0.00 最大値：C = 0.00		の値が最大となる 最大値：B = 5.50 最大値：C = 0.00 最大値：D = 5.50		<C>の値が最大となる 最大値：C = 5.50 最大値：D = 5.50		<D>の値が最大となる 最大値：D = 5.50 最大値：E = 5.50	

<A>=ks/2 × m × ni =[ks/2] × m × d / (7 × b × cos θ b) × ni
 (ただしエレベーター負荷のときは、各式にh/nを掛け加える。)

<C>=[ks/2] × m × cos θ s × (ε - a) × d / n × ni <D>=[ks/2] × m × cos θ s × d / n × ni
 グループ編が"昇"の場合は、単機での始動を示す。

様式-4 <最大最終>

件名：令和4年度 総合健康センター改修工事（電気設備）（防災負荷）

自家発電設備出力計算シート（原動機、整合）

RE1	$= \left(\frac{1}{\eta L}\right) \times D \times \left(\frac{1}{\eta g}\right) = \left(\frac{1}{0.869}\right) \times 1,000 \times \left(\frac{1}{0.807}\right) = 1,426$	非常時出力係数	RE1	1,426	
RE2	$= \frac{1}{C} \times \frac{fv2}{fg} \times [(\epsilon - a) \times \frac{d}{7b} \times \left(1 - \frac{M2}{K}\right) + \frac{ks}{2m} \times \cos \theta s \times \frac{M2}{K}]$ $= \frac{1}{1,000} \times \frac{1,000}{0.767} \times \left[(1,000 - 0.250) \times \frac{1,000}{0.843} \times \left(1 - \frac{5.50}{7.70}\right) + \frac{1,000}{0.120} \times 0.500 \times \frac{5.50}{7.70} \right]$ $= 4,214$	非常時稼働速度変動出力係数	RE2	4,214	
RE3	$= \frac{1}{\eta} \times \frac{fv3}{fg} \times \left[\frac{d}{7b} \times \left(1 - \frac{M3}{K}\right) + \frac{ks}{2m} \times \cos \theta s \times \frac{M3}{K} \right]$ $= \frac{1}{1,000} \times \frac{1,000}{0.767} \times \left[\frac{1,000}{0.843} \times \left(1 - \frac{5.50}{7.70}\right) + \frac{1,000}{0.120} \times 0.500 \times \frac{5.50}{7.70} \right]$ $= 3,931$	非常時最大出力係数	RE3	3,931	
RE	RE < 2 > = 4,214 RE1, RE2, RE3のうち最大値				
原動機計算出力 E'	E' = RE × K = 4,214 × 7.70 = 32.45 (kW)				
整合	$WR' = \frac{E'}{G \times \cos \theta g} \times \eta g = \frac{32.45}{34.4 \times 0.800} \times 0.807 = 0.951$				
原動機定格出力 E	WR' = 0.951 WR < 1.0のため WR=1.0とL+Eを計算 E+ = 34.11 (kW) WR = 1.000 E = 34.2 (kW)				
自家発電設備の出力		G = 34.4 (kVA)	力率 = 0.800	E = 34.2 (kW) 46.5 (PS)	ディーゼル機関（長時間形）

備考：E'はE'又はE'以上の値とする。

静岡県熱海市中央町4-1-9 一級建築士事務所（静岡県知事）登録第1121292号
 株式会社 若林建築設計事務所
 一級建築士 登録第261276号 若林 直
 〒413-0015 4-19 Chuo-Cho Atami Wakabayashi Arch' Office T+10557-82-3147 F+0557-81-0220

令和4年度[第34-Z2143-01号]総合健康センター改修工事（電気設備）

No E-015

発電機設備 負荷計算書1（防災負荷）

Date	Plan	Draw	Check
2022			
12/21			

Scale - / - / -



自家発電設備出力計算書

令和4年度 総合健康センター改修工事（電気設備）（保安負荷）

Table with characteristics: (1) Target load equipment, (2) Generator characteristics (KG3, KG4, ΔE, ηg), (3) Prime mover characteristics (ε, γ, a), (4) Load equipment (**D, **d).

**1,000未満の場合は、消防設備用出力算定には使用できません。

自家発電設備 details: (1) Type (External key-operated long-time start type), (2) Generator output (Rated output, voltage, efficiency, frequency, speed), (3) Prime mover output (Type, model, rated output, fuel, speed), (4) Efficiency ratio (1.062).

自家発電設備出力計算シート（発電機）

Calculation sheet for generator output. Includes equations for R01-R04 and R0, and final output calculation: G' = 124.5 (kVA), G = 124.5 (kVA).

備考：G'はGの値の95%以上の値とする。

自家発電設備出力計算シート（負荷表）

Load table with columns for equipment name, type, power, start method, etc. Includes a summary row for total load K=84.94.

④=(ks/Z)×m×m, ⑤=(ks/Z)×m×(q×cosθb)×m, ⑥=(ks/Z)×m×cosθs=(ε-a)×d/ηb)×m, ⑦=(ks/Z)×m×cosθs=d/ηb)×m

自家発電設備出力計算シート（原動機・整合）

Calculation sheet for prime mover and integration. Includes equations for RE1-RE3, RE, and final output E = 122.5 (kW), E = 122.5 (kW).

備考：EはE又はE+の値以上の値とする。

事務所: 特開興熱海市中央町4-1-9 若林建築設計事務所 (Architect's office information including address and phone numbers).

令和4年度 [第34-Z2143-01号] 総合健康センター改修工事（電気設備） 発電機設備 負荷計算書2（保安負荷） (Project title and drawing details).

No. E-016 (Drawing number and scale information).

点検項目	(い)点検項目	(ろ)点検方法	(は)判定基準		
一 地 及 び 地 盤	(1) 地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	
	(2) 敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。	
	(3) 塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	
	(4) 擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	
	(5) 擁壁	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。	
二 建 築 物 の 外 部	(1) 基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	
	(2) 基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	
	(3) 土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	
	(4) 土台(木造に限る。)	土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	
	(5) 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	
	(6) 躯体等	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	
	(7) 躯体等	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	
	(8) 躯体等	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	
	(9) 躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	
	(10) 外壁	外装仕上げ材等 タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	
	(11) 外壁	外装仕上げ材等 乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。	
	(12) 外壁	外装仕上げ材等 金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。	
	(13) 外壁	外装仕上げ材等 コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	
	(14) 外壁	外装仕上げ材等 窓サッシ等 サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	
	(15) 外壁	外装仕上げ材等 外壁に緊結された広告板、空調室外機等 機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。	
	(16) 外壁	外装仕上げ材等 外壁に緊結された広告板、空調室外機等 支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	
三 屋 上 及 び 屋 根	(1) 屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	
	(2) 屋上及び屋根	パラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	
	(3) 屋上及び屋根	屋上回り(屋上面を除く。)	排水モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
	(4) 屋上及び屋根	屋上回り(屋上面を除く。)	金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
	(5) 屋上及び屋根	屋上回り(屋上面を除く。)	排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
	(6) 屋上及び屋根	屋上及び屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
	(7) 屋上及び屋根	屋上及び屋根	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
	(8) 屋上及び屋根	屋上及び屋根	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。

点検項目	(い)点検項目		(ろ)点検方法	(は)判定基準		
四 建 築 物 の 内 部	(1)	防火区画 防火区画 の外周部	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	開口部に設けられた防火設備に損傷があること。	
	(2)	壁の室内 に面する 部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	(3)			細積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
	(4)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。
	(5)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
	(6)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
	(7)			耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。
	(8)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	
	(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	(10)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
	(11)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
	(12)		耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。
	(13)	天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げの室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
	(14)			特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
	(15)	防火設備(防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常閉防火設備」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防火区画に設けられた常閉防火設備に変形又は損傷があること。
	(16)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。
	(17)			常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。
	(18)			常時閉鎖した状態にある防火戸(以下「常閉防火扉」という。)の固定の状況	目視により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。

点検項目	(い)点検項目	(ろ)点検方法	(は)判定基準		
	(19)	照明器具、懸垂物等 照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	
	(20)	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備の閉鎖に支障があること。	
	(21)	居室の換気 換気設備の動作の状況	各階の主要な換気設備の動作を確認する。ただし、三年以内に実施した官公庁施設の建設等に関する法律第一条第二項の規定に基づく点検(以下「定期設備点検」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる。	換気設備が作動しないこと。	
	(22)	石綿等を添加した建築材料 吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が該建築材料の重量の0.1%を超えるものの劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	
	(23)	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	
五 避 難 施 設 等	(1)	廊下 物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること。	
	(2)	出入口 物品の放置の状況	目視により確認する	物品が放置されていることにより扉等の開閉に資料があること。	
	(3)	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。	
	(4)	避難上有効なバルコニー 物品の放置の状況	目視により確認する	避難の支障となる物品が放置されていること。	
	(5)	避難器具の操作性の確保の状況	目視及び動作により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。	
	(6)	階段 物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に使用となる物品が放置されていること。	
	(7)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。
	(8)	屋外に設けられた避難階段 開放性の確保の状況	目視により確認する。	開放性が阻害されていること。	
	(9)	階段 階段室又は付室(以下「付室等」という。)の排煙設備の動作の状況	各階の主要な排煙設備の動作を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる。	排煙設備が作動しないこと。	
	(10)	特別避難階段 付室等の外気にむかって開くことができる窓の状況	目視及び動作により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
	(11)	物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	
	(12)	排煙設備等 防煙壁 排煙設備 排煙設備	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。
	(13)		可動式防煙壁の動作の状況	各階の主要な可動式防煙壁の動作を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(14)		排煙設備の動作の状況	各階の主要な排煙設備の動作を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	(15)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
	(16)	その他の設備等 非常用の侵入口等 非常用照明装置の動作の状況	非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。
	(17)		非常用の照明装置の動作の状況	各階の主要な非常用の照明装置の動作を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	(18)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

点検項目	(い)点検項目		(ろ)点検方法	(は)判定基準	
六その他	(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。
	(2)		膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。
	(3)	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
	(4)		上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
	(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
	(6)	煙突	建築物に設ける煙突又は工作物で高さ6メートルを超える煙突	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に鉄筋露出若しくは腐食又は著しいさび、さび汁、ひび割れ、欠損等があること。
	(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。

別紙10

点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準(建築設備)

(別表3)
(換気設備)

点検項目	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準	
一 無窓の居室又は火気を使用する室に設けられた換気設備	自然換気設備及び機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)	外観	(1) 外気取り入れ口及び排気取り入れ口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			(2) 給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			(3) 風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。
			(4) 給気機及び排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			(5) 排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			(6) 排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷していること。
	(7)	性能	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(8)	空気調和設備(中央管理方式に限る。)の主要機器及び配管の外観	主要機器の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(9)		主要機器及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	主要機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(10)		空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。
二 無窓の居室、火気を使用するために換気設備が設けられた室又は避難階段等の付室に設けられた防火ダンパー	防火ダンパー等	(1) 防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。	
		(2) 防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	
		(3) 防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	
		(4) 連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	感知器と連動して作動しないこと。	

別紙10

点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準(建築設備)

(別表3)

(排煙設備)

一 排煙設備	排煙機	外観	排煙機及び給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			排煙風道及び給気風道との接続の状況	目視又は触診により確認する。	接続部若しくは吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は空気漏れ、変形若しくは破損があること。
			排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道又は給気風道に変形、破損若しくは著しい腐食があること。
			排煙風道の断熱の状況	目視により確認する。	断熱材に欠落又は損傷があること。
		性能	排煙口の開放との運動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と運動して排煙機が作動しないこと。
		作動の状況	目視又は触診により確認する。	排煙機又は給気送風機の運転時に異常音若しくは異常な振動があること。	
		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	運動して作動しないこと。	
		電源を必要とする排煙機及び給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。	
		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	
		手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と運動していないこと。	
		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙口が運動して開放しないこと。	
	エンジン直結の排煙機	外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。
			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認する。	電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。
			給気管及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
			Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。
		性能	始動及び停止の状況	目視により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと又は排煙口の開放と運動して直結エンジンが作動しないこと。
		運転の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	運転中に異常音、異常な振動等があること。	
		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	
	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこと。	
		手動降下装置による運動の状況	作動の状況を確認する。	運動して作動しないこと。	
		煙感知器による運動の状況	作動の状況を確認する。	運動して作動しないこと。	
		可動防煙壁の状況	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	
		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	

(排煙設備)

二 家用 発電 装置	自 家用 発電 装置	外 観	(1)	発電機及び原動機の状態	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
			(2)	セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	目視又は触診により確認する。	電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。
			(3)	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。
			(4)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
			(5)	自家発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			(6)	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。
	性 能		(7)	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源又は非常電源への切り替えができないこと。
			(8)	始動及び停止の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと。
			(9)	運転の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常音、異常な振動等があること。
			(10)	排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
			(11)	給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	作動の状況を確認する。	給排気ファンが単独で又は発電機と連動して運転できないこと。
			(12)	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常音又は異常振動があること。

別紙10

点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準(建築設備)

(別表3)
(非常用の照明装置)

一 予備電源(自家用発電装置を含む。)	(1)	電源別置形	外観	蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。
	(2)			キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(3)	電池内蔵形、電源別置形及び自家用発電装置	性能	予備電源への切替え及び非常用照明の点灯の状況	作動の状況を確認する。	予備電源が常用電源の切断及び復旧に対して、自動的に切り替えられないこと。
	(4)	電源別置形及び自家用発電装置		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	常用電源の切断及び復旧に対して、自動的に切り替えられない又は非常用照明が即時点灯しないこと。
	(5)	電池内蔵形		非常用照明の充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
二 自家用発電装置	(1)	自家用発電装置	外観	発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	(2)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	目視又は触診により確認する。	電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。
	(3)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。
	(4)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
	(5)			自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(6)			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。
	(7)	性能		電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源又は非常電源への切り替えができないこと。
	(8)			始動及び停止の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと。
	(9)			運転の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常音、異常な振動等があること。
	(10)			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	(11)			給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	作動の状況を確認する。	給排気ファンが単独で又は発電機と連動して運転できないこと。
	(12)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常音又は異常振動があること。

別紙10

点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準(建築設備)

(別表3)

(給水設備及び排水設備)

一 給水及び排水設備	(1)	配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。	
	(2)	給水設備	飲料用の給水・貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	給水タンク等に腐食又は漏水があること。
	(3)		給水ポンプ	給水ポンプの運転の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常音又は異常な振動があること。
	(4)		給湯設備(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の状況	目視又は触診により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。
	(5)		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の状況	目視又は触診により確認する。	腐食、漏水等があること。	
	(6)		電気給湯器の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。	
	(7)	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。	
	(8)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
	(9)	排水設備	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
	(10)		排水管	間接排水の状況	目視により確認する。	損傷があること。

(別表4)

点検の項目、方法及び結果の判定基準 (防火設備)

(防火扉)

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10Jを超えること又は閉鎖力が150Nを超えること。
(5)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる場所に設けていないこと。
(6)			感知の状況	(16)の項又は(17)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	適正な時間内に感知しないこと。
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(9)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(10)	接地の状況		回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(11)	連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	
(12)		劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(13)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	
(14)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	
(15)		再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再開鎖しないこと。	
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉((17)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	
(17)		防火区画(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

点検の項目、方法及び結果の判定基準（防火設備）

(防火シャッター)

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(2)		駆動装置 ((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)			スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。
(5)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは宙飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。
(14)		作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。	
(15)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(16)			感知の状況	(26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。

(19)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(20)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(21)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(23)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター((27)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	
(27)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(7)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。
(11)			作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。 ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。 運動エネルギーが10Jを超えること又は閉鎖力が150Nを超えること。
(12)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる場所に設けていないこと。
(13)		感知の状況	(22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	
(14)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(15)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(16)	接地の状況		回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(17)	予備電源への切り替えの状況		常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	

(18)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(19)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン((23)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	
(23)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。	

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(1)	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。	
(2)	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。	
(3)	開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(4)	排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	排水が正常に行われないうこと。	
(5)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。	
(6)		給水装置の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(7)	ドレンチャー等	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	
(8)		結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	
(9)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(10)		ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。	
(11)		加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	
(12)		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(13)		加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	
(14)		圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。	
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる場所に設けていないこと。
(16)		感知の状況	(25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	
(17)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(18)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(19)	接地の状況		回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(20)	予備電源への切り替えの状況		常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	

(21)	運動機構	運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(22)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(23)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(24)		手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等((26)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。	
(26)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、(25)の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

別紙11 12条点検（建築）様式

定期点検概要書（建築）

（様式1-1）

施設名称			
建物名称			
点検実施日		令和 年 月 日 ()	
代表 となる 点検者	勤務先又は所属		
	氏名		
	資格等	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員	
その他 の 点検者 1	勤務先又は所属		
	氏名		
	資格等	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員	
その他 の 点検者 2	勤務先又は所属		
	氏名		
	資格等	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 特定建築物調査員	
建築物の概要		構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他 ()
		階数	地上 階 地下 階
		建築面積	m ²
		延べ面積	m ²
点検 結果	敷地及び地盤	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 存不適格 法 <input type="checkbox"/> 適合) 指摘 <input type="checkbox"/> し
		具体的内容	
	建築物の外部	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 存不適格 法 <input type="checkbox"/> 適合) 指摘 <input type="checkbox"/> し
		具体的内容	
	屋上及び屋根	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 存不適格 法 <input type="checkbox"/> 適合) 指摘 <input type="checkbox"/> し
		具体的内容	
	建築物の内部	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 存不適格 法 <input type="checkbox"/> 適合) 指摘 <input type="checkbox"/> し
		具体的内容	
	避難施設等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 存不適格 法 <input type="checkbox"/> 適合) 指摘 <input type="checkbox"/> し
		具体的内容	
	その他 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 存不適格 法 <input type="checkbox"/> 適合) 指摘 <input type="checkbox"/> し
		具体的内容	

【注意】

- ・本概要書は、特定建築物等ごとに作成してください。
- ・「資格等」欄、「建築物の概要」の各項目欄及び「指摘の内容」欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを記入してください。
- ・「指摘の内容」欄の要是正の指摘ありのチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、「具体的内容」欄に概要を記入してください。

点検結果表(建築)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		1
			2
			3

番号	点検項目	点検結果			担当点検者番号	
		指摘なし	要是正	既存不適格 法不適合		
1 敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況				
(3)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(4)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
(5)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2 建築物の外部						
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況				
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況				
(4)		土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外壁	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(6)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(11)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(12)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(13)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(15)	外壁に繋結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(16)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3 屋上及び屋根						
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の劣化及び損傷の状況				
(7)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(8)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4 建築物の内部						
(1)	防火区画	延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造とならなければならない部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況				
(2)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(3)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(4)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(5)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(6)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		耐火建築物とすることを要しない建築物の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況			
(8)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(9)		床	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)	鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(11)	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(12)	耐火建築物とすることを要しない建築物の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)	天井	難燃材料又は準不燃材料を必要とする仕上げの室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			
(14)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(15)	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という）の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(16)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況				
(17)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況				
(18)		常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という）の固定の状況				
(19)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(20)		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(21)	居室の換気	換気設備の動作の状況				
(22)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が該建築材料の重量の0.1%を超えるものの劣化の状況				
(23)		開い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				

番号	点検項目	点検結果				担当 点検者 番号
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	法 不 適 合	
5 避難施設等						
(1)	廊下	物品の放置の状況				
(2)	出入口	物品の放置の状況				
(3)	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況				
(4)		物品の放置の状況				
(5)		避難器具の操作性の確保の状況				
(6)	階 段	物品の放置の状況				
(7)		階段各部の劣化及び損傷の状況				
(8)	屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況				
(9)	特別避難階段	階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の作動の状況				
(10)		付室等の外気にむかって開くことができる窓の状況				
(11)		物品の放置の状況				
(12)	等排 煙設 備	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況			
(13)			可動式防煙壁の作動の状況			
(14)	排煙設備		排煙設備の作動の状況			
(15)			排煙口の維持保全の状況			
(16)	設そ 備 等 他 の	非常用の侵入口等	非常用の進入口等の維持保全の状況			
(17)		非常用照明装置の作動の状況	非常用の照明装置の作動の状況			
(18)		照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6 その他						
(1)	等特 殊 な 構 造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況			
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況			
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）			
(4)			上部構造の可動の状況			
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況			
(6)	煙 突	建築物に設ける煙突又は工作物で高さ6メートルを超える煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況			
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		

(注意)

- ① この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1-1定期点検概要書（建築）に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄から「担当点検者番号」欄までを斜線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、定期点検業務委託仕様書別表2（イ）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、定期点検業務委託仕様書別表2（イ）欄に掲げる点検項目について同別表2（ハ）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合で、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 配置図及び各階平面図を添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑬ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付してください。

施設名称 _____
 (別添様式 1)
 関係写真 (A 4)

建物名称 _____

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
			特記事項

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
			特記事項

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。
 また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検の項目、方法及び結果の判定基準の番号等に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(別添様式2)

点検結果図



注) 各階平面図等を使用し、点検箇所、指摘箇所(特記事項を含む)及び指摘内容を、朱書きすること。

別紙12 12条点検（建築設備）様式

定期点検概要書（建築設備）

（様式2-1）

施設名称				
建物名称				
点検実施日		令和 年 月 日 ()		
代表 となる 点検者	所属			
	氏名			
	資格等	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 建築設備検査員		
その他 の 点検者 1	所属			
	氏名			
	資格等	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 建築設備検査員		
その他 の 点検者 2	所属			
	氏名			
	資格等	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 建築設備検査員		
設備の 概要	換気 設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	無窓居室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 自然換気設備（系統室） <input type="checkbox"/> 機械換気設備（系統室） <input type="checkbox"/> 中央管理方式の空気調和設備（系統室） <input type="checkbox"/> その他（系統室）	
		火気使用室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 自然換気設備（系統室） <input type="checkbox"/> 機械換気設備（系統室） <input type="checkbox"/> その他（系統室）	
		居室等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 自然換気設備（系統室） <input type="checkbox"/> 機械換気設備（系統室） <input type="checkbox"/> 中央管理方式の空気調和設備（系統室） <input type="checkbox"/> その他（系統室）	
		空気調和設備 ・冷暖房設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 個別パッケージ <input type="checkbox"/> 全空気 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ <input type="checkbox"/> ファンコイルユニット併用 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	排煙 設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特別避難階段の付室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 吸引式（区画） <input type="checkbox"/> 給気式（区画）	
		非常用エレベーターの乗降ビード <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 吸引式（区画） <input type="checkbox"/> 給気式（区画）	
		居室等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 吸引式（区画） <input type="checkbox"/> 給気式（区画）	
		予備電源 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 自家用発電装置 <input type="checkbox"/> 直結エンジン	
	非常用の 照明装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明器具	<input type="checkbox"/> 白熱灯（灯） <input type="checkbox"/> 蛍光灯（灯） <input type="checkbox"/> 高輝度放電灯	
		予備電源	<input type="checkbox"/> 蓄電池（内蔵形）（居室灯、廊下灯、階段灯） <input type="checkbox"/> 蓄電池（別置形）（居室灯、廊下灯、階段灯） <input type="checkbox"/> 自家用発電装置（居室灯、廊下灯、階段灯） <input type="checkbox"/> 蓄電池（別置形・自家発電装置併用）（居室灯、廊下灯、階段灯）	

設備の概要	給水設備及び排水設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	飲料水の配管設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 給水タンク (基 m ³) <input type="checkbox"/> 貯水タンク (基 m ³) <input type="checkbox"/> その他 ()
		排水設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 排水槽 (<input type="checkbox"/> 汚水槽 <input type="checkbox"/> 雑排水槽 <input type="checkbox"/> 合併槽 <input type="checkbox"/> 雨水槽・湧水槽) <input type="checkbox"/> 排水再利用配管設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
		圧力タンクの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		給湯設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	給湯方式 (<input type="checkbox"/> 局所式 <input type="checkbox"/> 中央式) 湯沸器 (<input type="checkbox"/> 開放式燃焼器 <input type="checkbox"/> 半密閉式燃焼器 <input type="checkbox"/> 密閉式燃焼器) <input type="checkbox"/> その他 ()

点検結果	換気設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 法不適合) <input type="checkbox"/> 指摘なし
		具体的内容	
	排煙設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 法不適合) <input type="checkbox"/> 指摘なし
		具体的内容	
	非常用の照明装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 法不適合) <input type="checkbox"/> 指摘なし
		具体的内容	
	給水設備及び排水設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 法不適合) <input type="checkbox"/> 指摘なし
		具体的内容	

【注意】

- ・本概要書は、特定建築物等ごとに作成してください。
- ・「資格等」欄、「設備の概要」の各項目欄及び「指摘の内容」欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを記入してください。
- ・「指摘の内容」欄の要是正の指摘ありのチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、「具体的内容」欄に概要を記入してください。

点検結果表 (建築設備)
(換気設備)

Table with 4 columns: 当該点検に関与した点検者, 氏名, 点検者番号. Rows for 代表となる点検者 and その他の点検者.

Main inspection table with columns: 番号, 点検項目等, 指摘なし, 要是正, 既存不適格, 法不適合, 担当点検者番号. Section 1: 無窓の居室又は火気を使用する室に設けられた換気設備.

Section 2: 無窓の居室、火気を使用するために換気設備が設けられた室又は避難階段等の付室に設けられた防火ダンパー. Rows for 防火ダンパー等.

Section 3: 上記以外の点検項目等. Rows for additional inspection items.

Table for 特記事項 with columns: 番号, 点検項目等, 指摘の具体的内容等, 改善策の具体的内容等, 改善(予定)年月.

- (注意)
① この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1-2定期点検概要書(建築設備)に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。
④ 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
⑤ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄から「担当点検者番号」欄までを斜線で抹消してください。
⑥ 「点検結果」欄は、定期点検業務委託仕様書別表3(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、定期点検業務委託仕様書別表3(ろ)欄に掲げる点検事項について同別表3(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
⑩ 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合で、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
⑪ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
⑫ 「3 上記以外の調査項目等」は、平成20年国土交通省告示第285号第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、同告示第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑦から⑩に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、3は削除して構いません。
⑬ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっての特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
⑭ 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付してください。

点検結果表 (建築設備) (排煙設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		1
			2
			3

番号	点検項目等		点検結果			担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格 法不適合	
1 排煙設備						
(1)	排煙機	外観	排煙機及び給気送風機の設置の状況			
(2)			排煙口及び吸気口の取付けの状況			
(3)			排煙風道及び給気風道との接続の状況			
(4)			排煙風道及び給気風道の劣化及び損傷の状況			
(5)			排煙風道の断熱の状況			
(6)		性能	排煙口の開放との連動起動の状況			
(7)			作動の状況			
(8)			排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況			
(9)			電源を必要とする排煙機及び給気送風機の予備電源による作動の状況			
(10)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
(11)			手動開放装置による開放の状況			
(12)			煙感知器による作動の状況			
(13)	エンジン直結の排煙機	外観	直結エンジンの設置の状況			
(14)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況			
(15)			給気管及び排気管の取付けの状況			
(16)			Vベルト			
(17)		接地線の接続の状況				
(18)		性能	始動及び停止の状況			
(19)			運転の状況			
(20)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(21)	可動防煙壁		手動降下装置の作動の状況			
(22)		手動降下装置による連動の状況				
(23)		煙感知器による連動の状況				
(24)		可動防煙壁の状況				
(25)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況				
2 自家用発電装置						
(1)	自家用発電装置	外観	発電機及び原動機の状況			
(2)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況			
(3)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(4)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(5)			自家用発電装置の取付けの状況			
(6)			接地線の接続の状況			
(7)		性能	電源の切替えの状況			
(8)			始動及び停止の状況			
(9)			運転の状況			
(10)			排気の状況			
(11)			給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)			
(12)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
3 上記以外の点検項目等						
(1)						
(2)						
(3)						
特記事項						
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月		

(注意)

- この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1-2定期点検概要書(建築設備)に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄から「担当点検者番号」欄までを斜線で抹消してください。
- 「点検結果」欄は、定期点検業務委託仕様書別表3(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、定期点検業務委託仕様書別表3(ろ)欄に掲げる点検事項について同別表3(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 3「上記以外の調査項目等」は、平成20年国土交通省告示第285号第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、同告示第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑦から⑩に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、3は削除して構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付してください。

点検結果表 (建築設備)
(非常用の照明装置)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		1
			2
			3

番号	点検項目等		点検結果				担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既 存		
					不 適 格	法 不 適 合	
1 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置							
(1)	電源別置形	外観	蓄電池の設置の状況				
(2)			キュービクルの取付けの状況				
(3)	電池内蔵形、電源別置形及び自家発電装置	性能	予備電源への切替え及び非常用照明の点灯の状況				
(4)	電源別置形及び自家発電装置		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(5)	電池内蔵形		非常用照明の充電ランプの点灯の状況				

2 自家発電装置							
(1)	自家発電装置	外観	発電機及び原動機の状況				
(2)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
(3)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(4)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(5)			自家発電装置の取付けの状況				
(6)			接地線の接続の状況				
(7)		性能	電源の切替えの状況				
(8)			始動及び停止の状況				
(9)			運転の状況				
(10)			排気の状況				
(11)			給排気の状況 (屋内に設置されている場合に限る。)				
(12)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				

3 上記以外の点検項目等							
(1)							
(2)							
(3)							

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月

(注意)

- この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1-2定期点検概要書(建築設備)に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄から「担当点検者番号」欄までを斜線で抹消してください。
- 「点検結果」欄は、定期点検業務委託仕様書別表3(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、定期点検業務委託仕様書別表3(ろ)欄に掲げる点検事項について同別表3(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合で、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 3「上記以外の点検項目等」は、平成20年国土交通省告示第285号第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、同告示第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑦から⑩に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、3は削除して構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付してください。

点検結果表 (建築設備)
(給水設備及び排水設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		1
			2
			3

番号	点検項目等	点検結果			担当点検者番号	
		指摘なし	要是正	既存不適格 法不適合		
1 給水及び排水設備						
(1)	配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況				
(2)	給水設備 飲料用の給水・貯水タンク (以下「給水タンク等」という。) 及び給水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(3)		給水ポンプの運転の状況				
(4)		給湯設備 (循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の状況			
(5)			ガス湯沸器の煙突及び給排気部の状況			
(6)		電気給湯器の状況				
(7)	排水設備	排水槽	排水漏れの状況			
(8)		排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況			
(9)		衛生器具	衛生器具の取付けの状況			
(10)		排水管	間接排水の状況			

2 上記以外の点検項目等					
(1)					
(2)					
(3)					

特記事項				
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月

(注意)

- ① この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1-2定期点検概要書(建築設備)に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄から「担当点検者番号」欄までを斜線で抹消してください。
- ⑥ 「点検結果」欄は、定期点検業務委託仕様書別表3(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、定期点検業務委託仕様書別表3(ろ)欄に掲げる点検事項について同別表3(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合で、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑪ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑫ 2「上記以外の点検項目等」は、平成20年国土交通省告示第285号第2第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、同告示第2第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、⑦から⑩に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、2は削除して構いません。
- ⑬ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を添付してください。

施設名称 _____

建物名称 _____

(別添様式1)
関係写真

部位	番号	点検項目等	点検結果	
				<input type="checkbox"/> 要是正
			特記事項	
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			

部位	番号	点検項目等	点検結果	
				<input type="checkbox"/> 要是正
			特記事項	
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。
また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検の項目、方法及び結果の判定基準の番号等に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(別添様式2)

点検結果図



注) 各階平面図等を使用し、点検箇所、指摘箇所(特記事項を含む)及び指摘内容を、朱書きすること。

別紙13 12条点検（防火設備）様式

定期点検概要書（防火設備）

（様式3-1）

施設名称			
建物名称			
点検実施日		令和 年 月 日 ()	
代表 となる 点検者	所属		
	氏名		
	資格等	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 防火設備検査員	
その他 の 点検者 1	所属		
	氏名		
	資格等	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 防火設備検査員	
その他 の 点検者 2	所属		
	氏名		
	資格等	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 防火設備検査員	
防火設備の概要	避難安全検証法等の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法 (階) <input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法 <input type="checkbox"/> その他	
	防火扉 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火扉 (枚)	
	防火シャッター <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 防火シャッター (枚)	
	耐火クロススクリーン <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン (枚)	
	ドレンチャージャー <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> ドレンチャージャー (台) <input type="checkbox"/> その他 (台)	
点検結果	防火扉 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 法不適合 <input type="checkbox"/> 指摘なし
		具体的内容	
	防火シャッター <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 法不適合 <input type="checkbox"/> 指摘なし
		具体的内容	
	耐火クロススクリーン <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 法不適合 <input type="checkbox"/> 指摘なし
		具体的内容	
	ドレンチャージャー <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 法不適合 <input type="checkbox"/> 指摘なし
		具体的内容	

【注意】

- ・本概要書は、特定建築物等ごとに作成してください。
- ・「資格等」欄、「防火設備の概要」の各項目欄及び「指摘の内容」欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを記入してください。
- ・「指摘の内容」欄の要是正の指摘ありのチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、「具体的内容」欄に概要を記入してください。

点検結果表 (防火扉)

Table with 3 columns: 当該点検に関与した点検者, 氏名, 点検者番号. Rows for 代表となる点検者 and その他の点検者.

Main inspection table with columns: 番号, 点検項目, 点検事項, 点検結果 (指摘なし, 要是正, 既存不適格, 法不適合), 担当点検者番号. Includes items like 防火扉 and 連動機構.

Section 2: 上記以外の点検項目等. Table with 3 columns: 番号, 点検項目, 点検結果.

特記事項 table with 5 columns: 番号, 点検項目, 指摘の具体的内容等, 改善の具体的内容等, 改善(予定)年月.

(注意)

- ① この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1-3定期点検概要書(防火設備)に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。
④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
⑤ 「点検結果」欄は、別表4(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表4(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ロ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
⑨ 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合で、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
⑪ 2「上記以外の点検項目等」は、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は様式4(防火シャッター)、(耐火クロススクリーン)又は(ドレンチャー)の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
⑭ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

点検結果表
(防火シャッター)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		

番号	点検項目	点検事項	点検結果			担当点検者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格 法不適合		
1							
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※				
(3)			スプロケットの設置の状況※				
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)		ケース	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)			劣化及び損傷の状況				
(9)			まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)			作動の状況				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置 感知の状況				
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(17)			連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)				結線接続の状況			
(19)		接地の状況					
(20)		予備電源への切り替えの状況					
(21)		連動機構用予備電源		劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況				
(23)			自動閉鎖装置	設置の状況			
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(25)		総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(26)			防火区画の形成の状況				
(27)							

2 上記以外の点検項目等						
(1)						
(2)						
(3)						

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

- (注意)
- この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式 1-3 定期点検概要書(防火設備)に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が 1 人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
 - 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「点検結果」欄は、別表 4 (イ) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
 - 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表 4 (イ) 欄に掲げる点検項目について同表 (ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合で、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が 1 人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
 - 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を() 書きで記入してください。
 - 各階平面図を別添 1 の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添 1 の様式は様式 4 (防火扉)、(耐火クロススクリーン)又は(ドレンチャー)の各々の別添 1 の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添 2 の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添 1 の様式に明記してください。

点検結果表
(耐火クロススクリーン)

Table with 4 columns: 当該点検に関与した点検者, 氏名, 点検者番号, and rows for 代表となる点検者 and その他の点検者.

Main inspection table with columns: 番号, 点検項目, 点検事項, 点検結果 (指摘なし, 要是正, 既存不適格, 法不適合), 担当点検者番号. Includes rows for 耐火クロススクリーン and 連動機構.

Table for 上記以外の点検項目等 with columns: 番号, 点検項目, 点検事項, 点検結果, 担当点検者番号.

Table for 特記事項 with columns: 番号, 点検項目, 指摘の具体的内容等, 改善の具体的内容等, 改善(予定)年月.

(注意)

- ① この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1-3定期点検概要書(防火設備)に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。
④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
⑤ 「点検結果」欄は、別表4(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表4(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ろ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
⑨ 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合で、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
⑪ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は様式4(防火扉)、(防火シャッター)又は(ドレンチャー)の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
⑬ 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

点検結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該点検に関与した点検者	代表となる点検者	氏名	点検者番号
	その他の点検者		1
			2
			3

番号	点検項目	点検事項	点検結果			担当点検者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格 法不適合	
1						
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		閉閉弁	閉閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)		加圧送水装置	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知の状況				
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)			結線接続の状況			
(19)			接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況			
(23)		自動作動装置	設置の状況			
(24)		手動作動装置	設置の状況			
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				
(26)		防火区画の形成の状況				
2	上記以外の点検項目等					
(1)						
(2)						
(3)						
特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月		

(注意)

- この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1-3定期点検概要書(防火設備)に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「点検結果」欄は、別表4(イ)欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表4(イ)欄に掲げる点検項目について同表(ロ)欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合で、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は様式4(防火扉)、(防火シャッター)又は(耐火クロススクリーン)の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

点検結果表

当該点検に 関与した 点検者	氏 名		点検者番号
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

特記事項				
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- ① この書類は、特定建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該点検に関与した点検者」欄は、様式1-3定期点検概要書（防火設備）に記入した点検者について記入し、「点検者番号」欄に点検者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当点検者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「点検結果」欄は、別表4（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、別表4（い）欄に掲げる点検項目について同表（ろ）欄に掲げる点検事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「法不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入しかつ⑧に該当しない場合で、現行の建築基準法に適合しないことが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当点検者番号」欄は、「点検に関与した点検者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 2「上記以外の点検項目等」は、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に点検の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている点検項目を追加し、⑥から⑨に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は様式4（防火シャッター）、（耐火クロススクリーン）又は（ドレンチャー）の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑭ 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

施設名称 _____
 (別添様式1)
 関係写真

建物名称 _____

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
			特記事項
		
		
		
		
		
		
		
		
		

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
			特記事項
		
		
		
		
		
		
		
		
		

(注意)

- ① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検の項目、方法及び結果の判定基準の番号等に対応したものを記入してください。
- ④ 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(別添様式2)

点 検 結 果 図

注) 各階平面図等を使用し、点検箇所、指摘箇所(特記事項を含む)及び指摘内容を、朱書きすること。